

令和7年4月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

相続税更正処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年12月6日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士
同
同
同

占 千 山 福 部 森 煙 田 裕 秀 博 泰 典 郎 史 親

10

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告

同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁

國 鈴 伏 北 塚 花 平 岡 松 今 比 伊 国 稲 見 村 上 谷 山 田 谷 井 嘉 藤 銩 稲 見 村 上 谷 山 田 谷 井 嘉 藤 震 務 署 文 公 愛 峻 政 純 早 佳 弘 祐 長 夫 裕 華 次 子 子 織 子 樹

15

同 指 定 代 理 人
同
同
同
同
同
同
同
同

主 文

25

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 伏見税務署長が令和2年12月24日付けで原告に対しました、
相続開始に係る相続税の更正処分のうち納付すべき税額1948万6
500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 伏見税務署長が令和2年12月24日付けで原告に対しました、被相続人
に係る平成27年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、
総所得金額853万2576円、還付金の額に相当する税額11万円を超える
部分並びに無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 伏見税務署長が令和2年12月24日付けで原告に対しました、被相続人
に係る平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、
総所得金額105万4825円、還付金の額に相当する税額2万7539円を
超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(注) 上記2及び3については、所得の金額又は納付すべき税額が増加する方向
(還付金がある場合に、その額に相当する金額が減少する方向) をプラス、所
得の金額又は納付すべき税額が減少する方向(還付金がある場合に、その額に
相当する金額が増加する方向) をマイナスとみて、ある金額よりもプラス方向
の部分を「超える部分」と表現している。

第2 事案の概要

原告の父である (以下「本件被相続人」という。) は、平成18
年9月、委託者を本件被相続人、受託者を (以下「本件受託者」という。) 、受益者を本件被相続人及び原告とする信託
契約(以下「本件信託契約」といい、これにより設定された信託を「本件信
託」という。) を締結した。本件被相続人は、 (以下「本件相続」という。) に死亡し、
相続が開始した(以下「本件相続」という。)。

伏見税務署長は、令和2年12月24日付けで、原告に対し、平成19年法

律第6号による改正前の相続税法（以下「旧相続税法」という。）4条2項1号により、本件信託の利益を受ける権利の2分の1につき、本件相続開始時に原告が贈与により取得したとみなされるとして、①本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の更正処分（以下「本件相続税更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件相続税賦課決定処分」といい、本件相続税更正処分と併せて「本件相続税処分」という。）、②本件被相続人の平成27年分及び平成28年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各更正処分（以下「本件各所得税等更正処分」とい、年分を特定する場合には「本件所得税等更正処分（平成27年）」などという。）並びに無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各所得税等賦課決定処分」とい、年分を特定する場合には「本件所得税等賦課決定処分（平成27年）」などという。また、「本件各所得税等賦課決定処分」と「本件各所得税等更正処分」を併せて「本件各所得税等処分」とい、本件相続税処分と本件各所得税等処分を併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、原告が、本件信託契約は受益割合のない裁量信託であるから、旧相続税法4条1項により、本件信託契約締結時に原告が本件信託の利益を受ける権利の全てを贈与により取得したとみなされるべきであり、同条2項1号により、本件相続開始時に原告がその2分の1を贈与により取得したとみなすことは誤りであるなどと主張して、被告を相手に、本件各処分（ただし、本件相続税更正処分及び本件各所得税等更正処分については、それぞれ申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

1. 関係法令等の定め

(1) 相続税法

ア 信託行為によるみなし贈与

旧相続税法4条1項は、信託行為があった場合において、委託者以外の

者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす旨規定する。

イ 受益者の変更によるみなし贈与

旧相続税法4条2項は、同項各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となった場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となった者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（同項1号の受益者の変更が遺言によりなされた場合又は同項4号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈）により取得したものとみなす旨規定し、同項1号において、「委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。」を、同項4号において、「停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと。」を、それぞれ掲げる。

ウ 評価の原則

相続税法22条は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨規定する。

(2) 所得税法

所得税法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下「旧所得税法」という。）13条1項本文及び同項1号は、信託財産に帰せられる収入及び支出については、受益者が特定している場合、その受益者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する旨規定する。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容

易に認定することができる事実。なお、証拠番号は特記なき限り枝番号を含む。)

(1) 原告

原告は、本件被相続人(死亡)の子であり、その相続人の一人である。

(2) 本件被相続人名義の口座の開設等

ア 本件被相続人は、平成18年7月20日、
〔以下「本件銀行」という。〕に本件被相続人名義の口座を開設
するとともに、同口座に関する代理人を原告と定めた(乙4~6)。

イ 本件受託者は、
〔以下「」といふ。〕を設立した。同
社の実質的支配者は、本件被相続人であった。(乙7~9)

(3) 本件信託契約の締結

本件被相続人は、平成18年9月11日、本件受託者との間で、本件委託者を委託者、本件受託者を受託者、受益者を本件被相続人及び原告とする本件信託契約を締結した(甲5。以下、本件信託契約に係る証書を「本件信託証書」といい、本件信託証書1. 2項が定める本件信託に係る信託財産を「本件信託財産」という。)。

(4) 信託財産の受入れ及び信託期間中の運用等

ア 〔以下「」といふ。〕は、平成18年9月12日、本件信託に係る信託財産を受け入れるために、本件銀行に対し、〔以下「」といふ。〕名義の口座
(口座番号〔以下「」といふ。〕。なお、平成27年6月から口座番号は〔以下「」といふ。〕に変更されている。以下「本件信託口座」という。)の開設を申し込むとともに、原告を同社の代理人として届け出た。この届出において、原告は、本件信託口座を運用し、指示を与える権限を付与されていたが、本件信託口座から有価証券又は現金を引き出すことは許可されていなかった。

(乙1、2、8、10、11)

イ 本件被相続人は、平成18年8月1日から同月2日にかけて、

に開設された

名義の口座から、本件銀行に開設された本件被相続人名義の口座

5 (口座番号 [REDACTED]) に対し、下記①ないし③の資産の移動を指示し、
遅くとも同月29日までに、これを了した（甲6～8、乙12、13）。

① 米ドル建て定期預金（50万ドル）全額

② 日本円残高の全額

③ 債券

10 ウ 本件被相続人は、平成18年11月3日から平成20年11月19日に
かけて、前記イ①ないし③の各資産を前記イの本件被相続人名義の口座か
ら本件信託口座に移動させた（乙13、14）。

エ 本件信託口座に組み入れられた信託財産については、本件信託の設定時
から本件相続開始日に至るまでの間、本件信託が解約されるなどして払い
戻されたり、受益者に対して分配されたりすることはなかった。

(5) 本件相続の開始等

ア 原告は、平成22年3月15日、伏見税務署長に対し、本件被相続人か
ら平成21年中に贈与を受けた財産について、相続税法21条の9第1項
の適用を受けることを選択した旨の相続時精算課税選択届出書を提出した
（乙15）。

イ 本件被相続人は、[REDACTED]に死亡し、本件相続が開始した。

本件相続における法定相続人は、本件被相続人の配偶者である訴外
[REDACTED]並びに本件被相続人の子である原告、訴外 [REDACTED]、訴外
[REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] の計5名（以下「相続人ら」という。）である（乙
25 3）。

(6) 本件信託財産の移管

ア 原告は、平成28年7月23日、本件銀行に対し、本件信託口座に保管されている有価証券、現金、借入金の全てを [REDACTED]

[REDACTED] 名義の口座（口座番号 [REDACTED]）に移管するよう指示すると

ともに、移管後に本件信託口座を閉鎖するよう指示した（甲9）。

イ 本件銀行は、上記アの指示を受けて、平成28年9月2日から同月5日にかけて、原告が指定する口座に対し、本件信託財産の移管を了した。

（甲10）

（7）所得税等及び相続税の申告

ア 相続人らは、平成28年7月13日、伏見税務署長に対し、別紙2「課税の経緯（所得税等）」の「確定申告」欄のとおり、本件被相続人の本件各年分の所得税等の確定申告書を提出した（乙16）。

相続人らは、上記確定申告書において、本件信託財産から生じた利益について申告しておらず、原告も、原告の本件各年分の所得税等の確定申告書において、当該利益について申告していなかった（乙17）。

イ 原告は、平成28年11月21日、伏見税務署長に対し、別紙3「課税の経緯（相続税）」の「当初申告」欄のとおり、本件相続税の申告書を、訴外 [REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] と共同して提出した（甲1）。

原告、訴外 [REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] は、上記申告書において、相続税の課税価格の計算上、本件信託の利益を受ける権利を課税価格に算入していなかった（甲1）。

（8）本件各処分等

ア 伏見税務署長は、令和2年12月24日付けで、原告に対し、別紙2「課税の経緯（所得税等）」及び別紙3「課税の経緯（相続税）」の各「更正処分等」欄のとおり、本件各処分をした（甲2、3）。

イ 原告は、令和3年3月19日、本件各処分を不服として、国税不服審判所長に対し、別紙2「課税の経緯（所得税等）」及び別紙3「課税の経緯

(相続税)」の各「審査請求」欄のとおり、それぞれ審査請求をした（乙23）。

ウ 国税不服審判所長は、令和4年3月16日付で、前記審査請求を棄却する旨の裁決をし、同月22日、裁決書副本が原告に到達した（甲4）。

5 (9) 本件訴えの提起

原告は、令和4年9月15日、本件訴えを提起した（顯著な事実）。

3 主たる争点

- 10 (1) 争点1（旧相続税法4条1項により本件信託契約締結時に原告が贈与により取得したとみなされるのは、本件信託の利益を受ける権利の2分の1にどまるか否か）
- (2) 争点2（旧相続税法4条2項1号により、本件相続開始時に原告が本件信託の利益を受ける権利の2分の1を贈与により取得したとみなされるか否か）

4 争点に関する当事者の主張の骨子

- 15 (1) 争点1（旧相続税法4条1項により本件信託契約締結時に原告が贈与により取得したとみなされるのは、本件信託の利益を受ける権利の2分の1にどまるか否か）

(被告の主張)

本件信託の設定時において、委託者である本件被相続人及び委託者以外の者である原告は、本件信託証書の条項及びその準拠法であるジャージー島信託法に照らし、いずれも、本件信託に係る信託受給権及び信託監督的権能を有する「受益者」であったと認められるところ、有限である信託財産の管理又は処分等により生ずる利益を受益者に享受させるという信託の性質上、一の信託において受益者が複数存在する場合には、いずれか一人の受益者が当該信託の利益の全部を受ける権利を有することは論理的にあり得ないから、本件信託が裁量信託であるか否かにかかわらず、本件被相続人と原告の受益

権は、いずれも、本件信託の利益の一部を受ける権利ということになる。

そして、本件信託においては、受益者の受益割合や持分に関する定めはないものの、受益者としての地位ないし権利について何らかの質的又は量的な制約・限定を付する旨の定めは存在せず、また、両者の間に何らかの優劣があることをうかがわせるような定めも存在しないから、本件信託契約を合理的に解釈すると、本件被相続人及び原告の受益者としての地位ないし権利の内容は相等しいものであったと解するほかない。したがって、本件被相続人と原告の受益割合は、いずれも2分の1であったというべきである。

(原告の主張)

ア 本件信託はジャージー島信託法における裁量信託であり、本件信託の受益者は、ジャージー島信託法において「信託に基づき保有されている財産を分配する裁量権の行使の利益を受ける者」に該当する。本件信託の受益者（裁量信託の受益者）が有する権利は、法的な給付請求権ではなく、受託者の裁量権の行使により、信託財産全部を上限として利益配分を受ける権利（期待権）であるから、受益割合や持分など存しないし、少なくとも、2分の1などと確定的な割合が決まることはない。

原告は、本件信託において旧相続税法4条1項の「受益者」に該当するところ、本件信託の設定時において、「委託者以外の者」は原告のみであり、原告は、信託財産全部に対して権利（期待権）を有する受益者であるから、原告は、同項の「信託の利益の全部…についての受益者」に該当する。したがって、原告が同項により贈与を受けたものとみなされるのは、本件信託の利益を受ける権利の全部である。

イ 被告は、本件信託契約締結時における原告の受益割合を、当事者の合理的な意思解釈によって認定する。しかし、被告は、合理的な意思解釈という契約解釈法理について、ジャージー島信託法上の根拠や内容について何らの説明をしていないし、合理的な意思解釈により本件信託の受益権の受益割合

や持分を認定することは、本件信託が裁量信託であることと相容れない。

また、当事者の合理的な意思に基づいて本件信託契約を解釈したとしても、原告の受益割合が2分の1であるという帰結が導き出される余地もない。

被告は、受益者が複数の場合に、いずれか一人の受益者が信託の利益の全部についての受益者であることはあり得ないと主張する。しかし、裁量信託において、受益者は、法的請求権としての信託受給権を有するものではなく、信託財産全部（信託の利益の全部）について期待権を有するものであり、かかる受益者が複数併存することも当然にあり得る。

(2) 争点2（旧相続税法4条2項1号により、本件相続開始時に原告が本件信託の利益を受ける権利の2分の1を贈与により取得したとみなされるか否か）

（被告の主張）

本件信託証書第5項は、受益者である本件被相続人又は原告のいずれか一方が信託期間中に死亡した場合には、以後、生存する一方が本件信託の唯一の受益者となり、本件信託の利益の全部を受けることになり、受益者の相続人は受益者たる地位を相続しない旨の定めであると解するのが、当事者の合理的意思解釈というべきである。このことは、原告が、本件被相続人の死亡後に、本件銀行に対し、本件信託財産の全部を原告が指定する口座に移管するよう指示し、その指示に従って移管が行われたことからも裏付けられる。

本件被相続人は、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有していたのであるから、本件信託は、その限度において自益信託である。そして、本件被相続人の死亡により、本件信託の受益者は原告のみとなつたことにより、原告は、自益信託であった部分（本件信託の利益を受ける権利の2分の1）についても受益者になつたのであるから、本件被相続人の死亡により原告が本件信託の利益を受ける権利の全部について受益者となつたこ

とは、旧相続税法4条2項1号の「委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと」に該当する。

したがって、原告は、旧相続税法4条2項1号により、本件相続開始時に本件信託の利益を受ける権利の2分の1を贈与により取得したとみなさ
れる。

5 (原告の主張)

ア 争点1 (原告の主張) のとおり、原告は、本件信託の利益の全部についての受益者に該当するのであり、本件被相続人の死亡により、その2分の1が原告に移転することではなく、受益割合が変動することもないから、旧相続税法4条2項1号の適用の前提を欠く。

また、本件信託は、その設定時から委託者以外の受益者として原告が存在するから、「委託者が受益者である信託」すなわち自益信託には該当しない。本件信託では本件被相続人(委託者)も受益者となっているが、飽くまで信託契約は一つであり、委託者以外の者が信託設定時から存在する以上、他益信託である。そして、原告は、本件信託の設定時から受益者であり、本件被相続人の死亡後も受益者であることに変わりはないのであるから、本件被相続人の死亡により「受益者が変更された」(旧相続税法4条2項1号)ものではないし、その変更により「委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者になった場合」(同項柱書き)、すなわち、自益信託が他益信託になった場合にも該当しない。

イ 旧相続税法4条において、「贈与」とみなされる場合と「遺贈」とみなされる場合とは法文上明確に区別されており、仮に、委託者の死亡に起因する場合も「受益者が変更された」場合に該当するというのであれば、委託者の死亡に起因する場合は「贈与」ではなく「遺贈」とみなされ、かつ、その旨条文上も明示されることになるはずであって、被告の解釈は、旧相続税法4条2項柱書き及び同項1号の解釈として、明らかに無理がある。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（ジャージー島信託法及び本件信託契約の条項等）

(1) ジャージー島信託法（乙24）

ア 用語の解釈（1条）

5 (1) 受益者（beneficiary）とは、信託の利益を享受する資格のある者又は信託に基づき保有されている財産を分配する裁量権の行使の利益を受ける者を意味する。

(2)～(5) 略

イ 受託者の義務（17条）

10 (1) 受託者は、その義務を遂行し、その権限及び裁量権を行使する場合においては、下記の行為基準および遵守基準（略）に従わなければならぬ。

(2) 本法に別段の定めのある場合を除いて、受託者はその信託の条項に従ってその信託を運営し、管理しなければならない。

15 (3)、(4) 略

(5) 受託者は自己の受託者たる地位に関して正確な計算及び記録を保持しなければならない。

(6)～(8) 略

ウ 受託者の公平義務（19条）

20 その信託の条項に定める場合を除いて、2名以上の受益者が存在する場合、又は2つ以上の信託目的が存在する場合には、受託者は公平を保持し、他の受益者又は他の目的を犠牲にして1名の受益者又は1つの目的だけの利益のために信託を履行してはならない。

(2) 本件信託契約の条項（甲5）

ア 信託財産（1. 2項、別表第1）

25 本件信託に係る信託財産（本件信託財産）は、次の(ア)ないし(ウ)の財産

とされている。

(ア) 当初の信託財産である 100 米ドル

(イ) 本件信託契約締結後に、いずれかの者によって追加された財産、累積した収益、元本の増加益その他の事由により本件信託に付加された経済的価値

(ウ) 上記(ア)の資産及び上記(イ)の追加資産に相当する資産

イ 受益者 (1. 3 項、別表第 2)

本件信託契約の受益者は、本件信託証書別表第 2 に規定された者又は受託者が指名するその他の者若しくはクラスを意味するとされ、同別表第 2 は、受益者として、本件被相続人と原告の 2 名を定めている。

なお、本件信託証書に、同人らの受益割合やその算定方法を具体的に定めた規定は見当たらない。また、本件受託者は、本件信託契約締結後、本件被相続人と原告以外の者を本件信託の受益者として指名したことはない（したがって、本件信託の設定時から本件相続開始時に至るまで、本件信託契約の受益者とされている者は、本件被相続人と原告だけである。）。

ウ 信託期間 (1. 10 項)

本件信託の信託期間は、本件信託証書の日付から 100 年の期間の満了時又は同日以前に受託者が書面で表明する日である。

エ 準拠法 (2 項)

本件信託の準拠法は、英領ジャージー島又は受託者が今後隨時決定する他の国・地域の法律とする。

オ 本件信託財産の管理・保有 (4 項、5 項)

(ア) 「受託者は、信託期間中は、受益者全員又は一部の受益者を除く一人以上の受益者のために、そのような受益者が複数の場合はそれらの受益者らの持分に応じて、また管理権限その他の権限若しくは条項（受託

者以外の者が行使できる権限若しくは裁量権、又は、裁量権の委任の許可を含む。)に従い、かつ一般的に受託者がその裁量によって適切と判断する方法で、信託基金及びその収益を保有して、信託財産のすべて、あるいは一部を支払い、割当て、又は指名をしなければならないものとする。」(4項前段・訳文ママ)。

5

(1) 「前記に従い、受託者は、信託期間が満了した時点で、信託基金及びその収益を、自然人であり、信託期間の満了時に生存している受益者に、完全に均等な割合で信託において保有されるものとし、そのような受益者が存在しない場合は、受託者がその裁量により決定する慈善目的のために信託において保有されるものとし、そのような決定が行われない場合には、一般的な慈善目的のために信託において保有されるものとする。」(5項・訳文ママ)。

10

(3) 本件被相続人作成の意向書

15

本件被相続人は、平成24年5月2日、本件受託者に対し、以下の内容が記載された意向書(以下「本件意向書」という。)を提出した(甲11)。

ア 本件信託について

20

本件受託者には、受託者として、隨時適切と考えるとおりに、信託の元本及び収益を受益者の利益のために処理する完全な裁量権が与えられています。私は、これらの裁量権及び権限が、受託者の絶対的かつ自由な管理下にあることは承知していますが、私が当該裁量権及び権限がどのように行使されることを希望しているかを本書面でお示しした場合には、本件受託者の参考になるかもしれません。

イ 私の生前

25

私は、私の生前には、主に私の利益のためになるように信託を設定しました。そのため、受託者には、私が隨時求めるとおりに、信託から私に對して分配することを検討して頂きたいと考えています。また、信託財

産の100%を上限として、原告が単独で分配請求をした場合には、当該請求も受け付けて頂きたいと考えています。

また私は、私自身の医療費や老後のケアに最大限の注意を払って頂き、私の信託からこれらに関する経済的支援を受けることを希望しています。

特に、私が無能力となった場合には、受託者には、私のケアに必要な医療費、看護費、ヘルパー費用など、私の生活を維持するために必要なすべての経済的支援を行って頂くことを希望しています。

ウ 私の死後

私は、私が死亡した場合の財産の将来的な処理に関しては、私の死亡時に信託財産を構成する当該財産（such share）が、原告のためだけに保有されることを希望します。

2 争点1（旧相続税法4条1項により本件信託契約締結時に原告が贈与により取得したとみなされるのは、本件信託の利益を受ける権利の2分の1にとどまるか否か）について

(1) 本件被相続人及び原告がいずれも「受益者」に該当すること（前提）

ア 旧相続税法4条1項にいう「受益者」とは、受益権すなわち信託受給権及び信託監督的権能を有する者をいうと解されるところ（当事者双方が依拠する名古屋高裁平成25年4月3日判決・訟務月報60巻3号618頁〔甲14〕参照）、本件信託において、本件被相続人と原告は、共に信託受給権及び信託監督的権能を有していたといえ（認定事実(1)(2)参照）、いずれも上記「受益者」に該当する（上記「受益者」該当性につき、当事者間に争いがない。）。

また、旧所得税法13条1項1号の「受益者」は、旧相続税法4条1項の「受益者」と同義のものと解され、本件被相続人と原告は、いずれも同号にいう「受益者」に該当する。

イ この点に関し、原告は、要旨、受益者とされた者の有する権利が、いま

だ確定的な信託受給権とは評価できず、法的な請求権ではない受益期待権にすぎないと評価される場合であっても、当該者は上記「受益者」に該当し、このことは、上記名古屋高裁判決に合致すると主張するが、上記のような受益期待権にすぎなくとも「受益者」に該当する旨の原告の主張は、上記名古屋高裁判決とは異なる立場であると解される。

すなわち、上記名古屋高裁判決は、旧相続税法4条1項の「受益者」とは、受益権（信託受給権及び信託監督的権能）を有する者であるとし、さらに、この「受益者」に該当するためには、受益権が「確定的に帰属することを要しない」としているが、法的な請求権であることすら不要としているものではなく、かえって、「被控訴人（注：一审原告）は本件信託行為時に信託の全部の利益を享受できる立場になく、本件信託から利益を受けることを期待できる立場にあったにすぎないから受益者には当たらない」旨の主張に対し、「被控訴人は受託者に対し、上記の金員の分配を請求できるものと解すべきであるから、被控訴人は分配を受けることを期待できる立場にあるにすぎないということはできない」として、上記「受益者」該当性を認めている。このように、上記名古屋高裁判決は、法的な請求権ではない受益期待権をもって、上記「受益者」該当性を認めたものではなく、原告の主張は、上記名古屋高裁判決の解釈を誤り又はあえて曲解し、その誤った解釈を自己に有利に援用するものであるといわざるを得ない（なお、仮に、上記名古屋高裁判決が、法的な請求権ではない受益期待権をもって「受益者」該当性を認めたものであるとすれば、そのような判断は旧相続税法4条1項の解釈として誤りであり、当裁判所はそのような解釈を採用するものではない。）。

(2) 本件信託設定時において原告が有する本件信託の利益を受ける権利は、その全部か一部か

上記(1)のとおり、本件信託において、本件被相続人と原告は、いずれも

旧相続税法4条1項にいう「受益者」に該当する。このように、一の信託において「受益者」が複数存在する場合において、いずれか一人の受益者が当該信託の利益を受ける権利の全部を有し、その他の受益者が受益割合を全く有しないという事象は、一部の受益者の受益権（信託受給権）を否定することにほかならず、上記(1)の「受益者」の定義と矛盾することになり、論理的にあり得ないというべきである。また、同じく一の信託において「受益者」が複数存在する場合に、全受益者が有する受益割合の総和が1を超える（100%を超える）という事象も、当該信託の利益を受ける権利を重複して計上するものであり、論理的にあり得ないというべきであり、当然のことながら、複数の受益者がそれぞれ当該信託の利益を受ける権利の全部を有するという事象も、同様にあり得ないというべきである。

また、本件信託契約4項は、「受託者は、信託期間中は…そのような受益者が複数の場合はそれらの受益者らの持分（in such shares）に応じて…信託基金及びその収益を保有して、信託財産のすべて、あるいは一部を支払い、割当て、又は指名をしなければならない」とし、また、同5項は、「前記に従い、受託者は、信託期間が満了した時点で、信託基金及びその収益を、自然人であり、信託期間の満了時に生存している受益者に、完全に均等な割合で（in equal shares absolutely）信託において保有されるもの」としているのであるから、本件信託契約においては、受益者が複数存在する場合において、各受益者に受益割合ないし持分（shares）があることを前提としているものと解される（なお、本件被相続人が作成した本件意向書にも「such share」という文言があるが、当該箇所は、本件被相続人の死亡時に信託財産を構成する「such share」が原告のためだけに保有されることを希望する（it is my wish that such share, comprising the Trust Fund at my death, be held for my son [redacted] absolutely）というものであり、その文脈や「share」の通常の意味からして、上記「share」は、本件信託財

産のうち本件被相続人の持分を指していると解するのが自然である。)。

5

以上に鑑みると、本件被相続人と原告が共に受益者であるにもかかわらず、原告が本件信託の利益を受ける権利の全部を有することは論理的にあり得ないというべきであり、また、各受益者に受益割合ないし持分があることを前提とする本件信託契約の定め（4項、5項）に照らしても、本件信託の設定時において原告が有する本件信託の利益を受ける権利は、その全部ではなく、一部にとどまるというべきである。

10

(3) 本件信託設定時における原告の受益割合

15

一の信託において受益者が複数存在する場合における各受益者の受益割合（持分）は、当該信託が信託契約によって設定された場合には、当該信託契約に基づいて決せられるべきであり、当該信託契約に受益割合やその算出方法の定めがあればそれに従い、また、そのような定めがなく又はそれが不明確なものであるときは、契約内容の確定に係る事実認定の問題として、契約当事者の合理的意思解釈により、各受益者の受益割合を認定すべきものである。そして、本件信託契約（本件信託証書）には、本件被相続人と原告の受益割合について、その具体的な割合や算出方法の定めは置かれていないから、関連する定めや経験則を踏まえた契約当事者の合理的意思解釈により、その受益割合を認定すべきこととなる。

20

25

そこで検討するに、本件信託証書上、本件被相続人と原告の受益割合について、何らかの差異を設ける趣旨の定めは見当たらず、また、両者の受益者としての権利義務に、何らかの優劣があることをうかがわせるような定めも見当たらない。また、ジャージー島信託法19条が、信託の条項に定める場合を除いて、2名以上の受益者が存在する場合、受託者は公平を保持し、他の受益者を犠牲にして1名の受益者の利益のために信託を履行してはならない旨規定していること（認定事実(1)ウ）も踏まえると、本件信託の設定時において、本件被相続人及び原告の受益割合に差異や優劣はなく、相等しい

もの（それぞれ2分の1）であったと推認するのが相当である。

また、前述のとおり、本件信託契約5項は、「前記に従い、受託者は、信託期間が満了した時点で、信託基金及びその収益を、自然人であり、信託期間の満了時に生存している受益者に、完全に均等な割合で（in equal shares absolutely）信託において保有されるもの」としているのであるから、本件被相続人と原告の受益割合は、本件信託契約の終了時だけではなくその設定時においても、完全に均等な割合、すなわち、それぞれ2分の1であったと認めるのが、本件信託契約の契約当事者の合理的意思に合致するというべきである。

以上に鑑みると、本件信託契約において、原告と本件被相続人の受益割合に差異を設ける趣旨の定めがないことや、本件信託契約5項の定めにも照らすと、本件信託の設定時において、原告は、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有していたと認めるのが相当である。

(4) 小括

以上によれば、旧相続税法4条1項により本件信託契約締結時に原告が贈与により取得したとみなされるのは、本件信託の利益を受ける権利の2分の1にとどまるとして認められる。

そして、本件信託契約締結時から本件相続開始時までの間に、本件被相続人及び原告の受益割合が変更されたことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件被相続人及び原告は、本件信託契約設定時から本件相続開始時まで、それぞれ本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有していたと認められる。

(5) 原告の主張について

ア　原告は、本件信託はジャージー島信託法における裁量信託であり、本件信託の受益者（裁量信託の受益者）が有する権利は、法的な給付請求権ではなく、受託者の裁量権の行使により、信託財産全部を上限として利益配

分を受ける権利（期待権）であるから、受益割合や持分など存しないし、少なくとも、2分の1などと確定的な割合が決まることはないと主張し、これに沿う内容の法律意見書（甲12）を提出する。

しかし、前記(1)イで説示したとおり、法的な請求権ではない單なる期待権は、旧相続税法4条1項の「受益者」該当性の基礎となる信託受給権には該当しないといべきであり、原告の上記主張は、原告が「受益者」に該当するとしながら（この点は当事者間に争いがない。）、單なる期待権しか有していないとして、実質的に「受益者」該当性を否定する主張をするものであり、主張とその前提が相矛盾するものであって、採用することができない（なお、本件信託において原告が有するのが正に期待権にすぎないのであれば、本件信託の設定時において、原告はそもそも「受益者」に該当しないのであって、本件信託の利益を受ける権利の全部につき旧相続税法4条1項の適用はないと解すべきである。）。

また、前記(2)で説示したとおり、本件信託が裁量信託という概念に含まれるかどうかはともかく、本件信託契約4項及び5項等からすれば、受益者に受益割合や持分があることは本件信託契約の前提とされているといえ、これを観念することができないとする原告の主張（受益割合や持分が存在しない裁量信託である旨の主張）は、採用することができない（なお、本件信託契約4項の訳文は、「受託者は…受益者らの持分に応じて…信託財産のすべて、あるいは一部を支払い」としており、その訳文の文理上、各受益者の受益割合や持分を超える支払等が許されているものとは解し難い。また、仮に、上記訳文が不正確なものであり、受益割合や持分を超える支払等が許されているとしても、それは、受益割合や持分が全く存在しないということではなく、受益割合や持分は存在するが、必要に応じてそれを超える支払等が許されているものと解すべきである。）。

5 また、原告は、受益割合や持分が存在しない裁量信託であることなど、上記主張を裏付けるものとしてジャージー島の法律事務所が作成した法律意見書（甲12）を証拠として提出するが、この法律意見書は、「名宛人に対してのみ宛てられ、名宛人の利益のために作成されたもの」であり、「意見の作成において当職らは依頼者の利益のみを考慮した」というのであって、そのような作成目的や作成経緯からすれば、その内容に全面的な信頼を置くことはできず、上記解釈や判断に抵触する限度において、採用することができない。

10 イ 原告は、契約当事者の合理的意思解釈により、本件信託の受益割合や持分を認定することは、本件信託が裁量信託であることと相容れないとか、当事者の合理的な意思に基づいて本件信託契約を解釈したとしても、原告の受益割合が2分の1であるという帰結が導き出される余地もないなどと主張するが、これまでに説示したとおり、本件信託が裁量信託という概念に含まれるかどうかはともかく、少なくとも、受益割合や持分を観念し得ないものではなく、また、契約当事者の合理的意思解釈によれば、本件信託の各受益者の受益割合は、それぞれ2分の1であると認められる。原告の主張は採用することができない。

15 ウ なお、仮に、原告の主張を前提とすると、本件信託契約締結時に、本件被相続人と原告のほかに、もう一人の人物（以下「A」という。）が受益者として設定されていた場合、原告もAも、旧相続法4条1項により、本件信託の利益を受ける権利の全部の贈与を受けたとみなされ、それぞれがその全額につき贈与税の納税義務を負うこととなるが、実体に反する過大な納税義務を発生させるものであって、明らかに不合理である。原告が本件信託の利益を受ける権利の全部を有していたとの原告の主張は、このような設例における結論の不合理さからも、採用することができない。

20 このような設例に関し、原告は、原告及びAに帰属する受益権は、飽く

までも本件信託財産全部に対する期待権であり、各受益者は、課税の対象を同じくする信託財産の範囲で利益を享受することになるから、信託受益権を共有物とみることができ、国税通則法9条により、原告とAは連帯納付義務を負うにとどまるから、上記のような不合理な結論にはならないとする。

しかし、これまでに述べたとおり、単なる期待権を有することをもって、旧相続税法4条1項の受益者に該当するとする主張自体が矛盾をはらむものであることは前述のとおりであるが、その点を撇くとしても、国税通則法9条の解釈として、信託受益権は権利（債権）であるから、これが同条の共有「物」といえるのかは疑義があるし、信託財産全部に対する受益期待権があることをもって原告とAが信託受益権を「共有」しているとも解し難く（なお、原告は、原告準備書面(3)8頁において、裁量信託において受益者が複数存在する場合、その受益者らが受益権を準共有するものではないと主張しており、主張が矛盾している。また、受益権の準共有を認めるのであれば、その持分も観念できるはずであるし、その持分割合についても、民法250条により、各共有者間で相等しいものと推定されるはずである。）、原告の上記主張は、上記のような設例における不合理な結論を避けるため、実質的に、国税通則法9条について租税法律主義の見地から許されない類推適用を行い、原告とAの連帯納付義務を認めようとするものであって、採用することができない。

エ 原告は、本件信託契約は、本件被相続人から原告に資産承継させる目的で締結されたものであり、本件被相続人よりも原告が先に死亡してしまった場合に本件信託がチャリティーとなってしまう可能性を回避するために本件被相続人も受益者として名を連ねていたにすぎず、本件被相続人は、自ら受益者として設定されているものの、その利益を現実に享受する意思はなかったなどとして、信託財産全部の生前贈与とみるべきであり、受益

割合がそれぞれ 2 分の 1 というのは本件被相続人の意思に反するなどと主張する。

しかし、上記主張が、本件被相続人が旧相続税法 4 条 1 項の「受益者」ではない旨をいうものであれば、本件被相続人は、原告と共に信託受給権及び信託監督的権能を有していたといえ（認定事実（1）（2）参照）、上記「受益者」に該当すると認められるから、原告の主張は採用することができない。

また、上記主張が、本件信託における受益割合の認定に関する一事情（当事者の合理的意思解釈として本件被相続人の受益割合が限りなくゼロに近いことを基礎付ける事情）を主張するものであるとしても、本件被相続人は、本件意向書において、「私の生前には、主に私の利益のためになるように信託を設定しました」「私のケアに必要な医療費、看護費、ヘルパー費用など、私の生活を維持するために必要なすべての経済的支援を行って頂くことを希望しています」などと記載しており（認定事実（3）イ）、本件信託契約締結時に、本件信託財産を全て原告に譲る意向であったとも、その利益を現実に享受する意思がなかったともいえない。原告の上記主張は採用することができない。

オ 原告は、以上のほかにも、受益者の数で受益権を按分して課税する被告の主張は、租税法律主義に反し許されないと、被告の主張によれば租税回避が容易になるなどと繊々主張するが、原告独自の見解であるか、上記認定判断を左右するに足りず、いずれも採用することができない。なお、契約内容が不明確である場合に、契約当事者の合理的意思解釈により契約内容を確定することは、事実認定の範疇の問題であり、租税法律主義に抵触するというようなものではないし、被告の主張により租税回避が容易になるかどうかは、本件の結論と関係するものではない。

3 爭点 2（旧相続税法 4 条 2 項 1 号により、本件相続開始時に原告が本件信託

の利益を受ける権利の2分の1を贈与により取得したとみなされるか否か)について

- (1) 旧相続税法4条2項1号の「委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと」に該当するか

5 本件信託証書第5項は、受益者である本件被相続人又は原告のいずれか一方が信託期間中に死亡した場合には、以後、生存する一方が本件信託の唯一の受益者となり、本件信託の利益の全部を受けることになり、受益者の相続人は受益者たる地位を相続しない旨の定めであると解される。

10 そして、本件被相続人は、その生存中、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有しており、当該部分は自益信託（委託者が受益者である信託）に該当するところ、本件被相続人の死亡により、本件被相続人は受益者でなくなり、原告が本件信託を受ける権利の全部を保有するに至ったことから、原告は、本件被相続人が生前に有していた本件信託の利益を受ける権利の2分の1を取得したものといえ、旧相続税法4条2項柱書きの「委託者以外の者が信託の利益の…一部についての受益者になった場合」に該当するとともに、同項1号の「委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと」に該当するというべきである。

15

したがって、原告は、旧相続税法4条2項1号により、本件相続開始日である [] に、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を、本件被相続人から贈与により取得したものとみなされるというべきである。

20

- (2) 本件信託の利益を受ける権利の価額

平成28年2月29日付けのPORTFOLIO SUMMARY STATEMENT（乙25・5
25 4～61丁）によれば、本件信託口座に保有されている財産を [] の円換算レートで換算した金額は4億4613万0398円となるから（付表9）、本件相続開始時（[]）の本件信託の利益を受ける権利の2分の1の価額は、2億2306万65199円（＝4億4613万0398円

× 1 / 2) であると認められる。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、上記(1)につき、①本件信託は委託者も受益者となっているが、あくまで信託契約は1つであり、委託者以外の者（原告）が信託設定時から存在する以上、その全部が他益信託である、②本件被相続人の死亡前後を通じて、原告が受益者であることに変わりはないなどとして、本件被相続人の死亡により「受益者が変更された」ものではないし、その変更により「委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者になった場合」にも該当しないと主張する。

しかし、本件信託においては、本件被相続人と原告が受益者であり、その受益割合はそれぞれ2分の1であるから、本件被相続人が有する2分の1の部分については自益信託（委託者が受益者である信託）というべきであって、信託契約が一つであることにより、その全部を他益信託と評価すべきものではない。また、本件信託のうち自益信託に当たる部分については、本件被相続人の死亡により原告が受益者となったのであるから、受益者が変更されたというべきである。原告の主張はいずれも採用することができない。

イ 原告は、旧相続税法4条において、「贈与」とみなされる場合と「遺贈」とみなされる場合とは法文上明確に区別されており、仮に、委託者の死亡に起因する場合も「受益者が変更された」場合に該当するというのであれば、委託者の死亡に起因する場合は「贈与」ではなく「遺贈」とみなされ、かつ、その旨条文上も明示されることになるはずであって、被告の解釈は、旧相続税4条2項柱書き及び同項1号の解釈として、明らかに無理があると主張する。

しかし、委託者兼受益者の死亡により当該者の受益権が他の受益者に引き継がれた場合には、同項1号の「委託者が受益者である信託につい

て、受益者が変更されたこと」に該当するというべきであって、委託者の死亡に起因する場合に贈与とみなすことができないとか、同項1号に該当しないと解することはできない。上記解釈は、その文理に照らして無理な解釈とはいえない。原告の主張は採用することができない。

5 ウ 原告は、本件信託の利益を受ける権利の2分の1の評価に関し、本件信託において受益者に帰属する信託受益権は、信託財産全部に対する期待権であって、原告に帰属する信託受益権と本件被相続人に帰属する信託受益権とが、同価額のものとして評価されるということにはならないなどとして（原告準備書面（第5）添付の主張整理表参照）、上記評価に係る被告の主張を争うようである。

10 しかし、上記主張は、信託受益権が信託財産全部に対する期待権であるとする前提において、誤りがあるといわざるを得ない。また、被告が主張する金額は、相続税法22条及び財産評価基本通達202(2)に基づいて評価された金額であると認められ、その算定方法は合理的なものというべきであるから、被告の主張する金額に誤りはないというべきである。原告の主張は採用することができない。

15 また、原告は、旧相続税法4条2項1号の適用や本件信託の利益を受ける権利の2分の1の評価に関し、以上の他にも縷々主張するが、独自の見解であるか、上記認定判断を左右するに足りないものであって、いずれも採用することができない。

20 4 本件各所得税等処分の適法性について

前記2（争点1）によれば、本件被相続人は、本件信託の設定時から本件相続開始時に至るまで、本件信託の受益者であり、その受益割合は2分の1であったと認められ、旧所得税法13条1項1号により、本件信託財産の2分の1に帰せられる収入及び支出は、本件被相続人がその信託財産を有するものみなされ、同法の規定が適用される。これを前提に、以下、本件各所得税等処分

の適法性について検討する。

(1) 本件各所得税等更正処分について

ア 本件被相続人の平成27年分の所得税等に係る総所得金額及び納付すべき税額は、別紙1の1(1)ア及びクのとおり、それぞれ2957万5950円及び705万6900円となると認められるところ、これらの額は、本件所得税等更正処分（平成27年）に係る総所得金額2794万2375円及び納付すべき税額638万9600円をいずれも上回るから（甲3の1）、本件所得税等更正処分（平成27年）は適法である。

イ 本件被相続人の平成28年分の所得税等に係る総所得金額、上場株式等の配当所得等の金額及び納付すべき税額は、別紙1の1(2)ア、イ及びクのとおり、それぞれ109万6470円、443万5043円及び65万4500円となると認められるところ、これらの額は、いずれも本件所得税等更正処分（平成28年）に係る総所得金額、上場株式等の配当所得等の金額及び納付すべき税額と同額であるから（甲3の2）、本件所得税等更正処分（平成28年）は適法である。

(2) 本件各所得税等賦課決定処分について

ア 上記のとおり、本件所得税等更正処分（平成27年）は適法であるところ、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書は、所得税法124条1項の法定申告期限（ ）後である同月13日に提出されたことから、原告には無申告加算税が賦課されることとなり、その額は別紙1の2(1)のとおり15万3000円となると認められるところ、この額は、本件所得税等賦課決定処分（平成27年）により原告に賦課された無申告加算税の額13万7000円を上回るから（甲3の1）、本件所得税等賦課決定処分（平成27年）は適法である。

イ 上記のとおり、本件所得税等更正処分（平成28年）は適法であるところ、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書は、所得税法

125条1項の法定申告期限()後である平成28年
7月13日に提出されたことから、原告には無申告加算税が賦課されることとなり、その額は別紙2の(2)のとおり1万2000円となると認められるところ、この額は、本件所得税等賦課決定処分(平成28年)により原告に賦課された無申告加算税の額と同額であるから(甲3の2)、本件所得税等賦課決定処分(平成28年)は適法である。

5 本件相続税処分の適法性について

争点2(前記3(1))で説示したとおり、原告は、本件相続開始日に、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を、本件被相続人から贈与により取得したものとみなされるところ、原告は、伏見税務署長に対し、本件被相続人から平成21年中に贈与を受けた財産について、相続税法21条の9第1項の適用を受けることを選択した旨の相続時精算課税選択届出書を提出しているから(前提事実(5)ア)、原告が平成21年分以後、特定贈与者である本件被相続人からの贈与により取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算することとなり(相続税法21条の9第3項、21条の10、21条の15第1項)、本件信託の利益を受ける権利の2分の1の価額は、相続税の課税価格に加算される。これを前提に、以下、本件相続税処分の適法性について検討する。

15

(1) 本件相続税更正処分について

20

原告の本件相続税の課税価格及び納付すべき税額は別紙1の3(4)及び(12)のとおり、それぞれ2億7644万8000円及び7804万8700円となると認められるところ、これらの額は、いずれも本件相続税更正処分における原告の課税価格及び納付すべき税額と同額であるから(甲2)、本件相続税更正処分は適法である。

25

(2) 本件相続税賦課決定処分について

上記のとおり、本件相続税更正処分は適法であるところ、本件相続税の申告書は、相続税法27条1項の法定申告期限内に提出されたことから、原告

には過少申告加算税が賦課されることとなり、その額は別紙1の4のとおり
780万9500円となると認められるところ、この額は、本件相続税賦課
決定処分により原告に賦課された過少申告加算税の額と同額であるから（甲
2）、本件相続税賦課決定処分は適法である。

5 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主
文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

10

裁判長裁判官

徳 地

淳

裁判官

三 木 裕 之

15

裁判官

中 村 雅 人

(別紙1)

1 本件所得税等更正処分について

(1) 本件所得税等更正処分（平成27年分）について

本件被相続人の平成27年分の所得税等に係る所得金額及び納付すべき税額並びに原告が承継する税額は以下のとおりである。

ア 総所得金額（別表1の「①」欄） 2957万5950円

上記金額は、下記(ア)ないし(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額（別表1の「②」欄） 430万4210円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の1・1枚目）「③」欄に記載された金額である。

(イ) 利子所得の金額（別表1の「③」欄、付表1の「②」欄）

1832万1360円

本件被相続人は、本件信託の設定時から本件相続の開始時に至るまで、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有していたから、旧所得税法13条1項1号により、本件信託口座において保有されていた信託財産に帰せられる収入及び支出の2分の1は、本件信託の利益の2分の1の受益者である本件被相続人がその信託財産を有するものとみなされ、同法の規定が適用される（すなわち、本件信託から生ずる収益の2分の1は、本件被相続人に帰属する。）。

上記金額は、平成27年中に本件信託口座において保有されていた預金及び債券から生じた利子収入の金額に2分の1を乗じて算出した金額であるから、所得税法（平成30年法律第7号による改正前のもの。以下同じ。）23条1項及び2項により、本件被相続人の平成27年分の利子所得の金額となる。

なお、付表1のとおり、上記預金及び債券に係る利子は、いずれも外

国通貨により支払われたことから、かかる利子の支払は所得税法57条の3第1項にいう外貨建取引に該当し、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額をもって、本件被相続人の平成27年分の利子所得の金額を計算することとなる。

5 (イ) 紙与所得の金額 (別表1の「④」欄) 298万円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表(乙16の1・1枚目)「⑥」欄に記載された金額である。

(エ) 雜所得の金額 (別表1の「⑤」欄) 397万0380円

上記金額は、下記a及びbの各金額の合計額である。

10 a 公的年金等に係る雑所得の金額 124万8366円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表(乙16の1・1枚目)「⑦」欄に記載された金額である。

b 為替差益に係る雑所得の金額 272万2014円

15 本件被相続人は、本件信託の設定時から本件相続の開始時に至るまで、本件信託の利益を受ける権利の2分の1を有していたから、旧所得税法13条1項1号により、本件信託口座において保有されていた信託財産に帰せられる収入及び支出は、本件信託の2分の1の受益者である本件被相続人がその信託財産を有するものとみなされ、同法の規定が適用される(すなわち、本件信託から生ずる収益の2分の1は、本件被相続人に帰属する。)。

20 上記金額は、下記(a)の金額から、下記(b)の金額を控除した金額である。

25 (a) 収入金額 289万4222円

所得税法57条の3第1項は、居住者が外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付

け及び借入れその他の取引をいう。)を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算する旨規定する。外貨建預金をもって資産を外貨建取引により購入した場合には、新たな経済的価値(購入時点における評価額)を持った資産が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが収入すべき金額(所得税法36条)として実現したものと考えられることから、当該資産の購入価額を購入した時の為替レートにより円換算した金額と、その購入に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより円換算した金額との差額(為替差損益)を所得として認識することとなる。

そして、資産の購入に充てた外国通貨の取得が複数回ある場合の為替差損益の計算については、所得税法48条3項及び所得税法施行令118条1項に準じて、当該外国通貨を最初に取得(預入)した時(その後既に当該外国通貨の譲渡(払出し)をしている場合には、直前の譲渡(払出し)の時)から資産の購入の時までの期間を基礎として、総平均法に準ずる方法によって算出した一単位当たりの金額により、資産の購入に充てた外国通貨を取得した時の為替レートを計算することとなる。

本件受託者は、平成27年8月18日、本件信託口座において保有していたオーストラリアドル(以下「豪ドル」という。)建預金をもって [REDACTED] を購入しているから、同日時点において、為替差損益を所得として認識することとなるところ、上記金額は、下記①の金額から下記②の金額を控除した金額578万8444円(付表2-1の「④」欄)に2分の1を乗じ

て算出した金額289万4222円（付表2-1の「⑤」欄）であり、本件被相続人の平成27年分の為替差益に係る雑所得の収入金額となる金額である。

① [REDACTED] の購入価額の円換算額（付表2-1の「A」欄） 9411万3544円

上記金額は、本件受託者が平成27年8月18日に購入した [REDACTED] の購入価額102万6320豪ドルに、同日の豪ドルの為替レート（1豪ドル91.70円）を乗じて算出した金額である。

② [REDACTED] の購入に充てた外国通貨の取得金額（付表2-1の「B」欄） 8832万5100円

上記金額は、[REDACTED] の購入価額102万6320豪ドルに、付表2-2のとおり算出した豪ドルの取得に係る為替レート（1豪ドル86.06円）を乗じて算出した金額である。

なお、上記為替レートは、付表2-2のとおり、[REDACTED]

[REDACTED] 購入時の直前の払出しの時（平成26年9月8日）から当該債券購入時までの期間を基礎として、①当該直前の払出しの時における豪ドル建預金残高の円換算額615万9990円（付表2-2通番32の邦貨残高）と、②当該期間中に預入れされた豪ドルの円換算額8511万7977円（付表2-2通番33ないし56の各邦貨受入額の合計額）を合計し、③当該合計額9127万7967円を、[REDACTED]

[REDACTED] 購入直前に有していた豪ドル建預金残高106万0669.25豪ドル（付表2-2通番56の外貨残高）で除す方法により算出した金額である。

(b) 必要経費（付表3の「⑥」欄） 17万2208円

上記金額は、本件受託者に対して支払われた平成27年分の本件信託に係る手数料の合計額の円換算額252万4674円（付表3の「①」欄）を、同年分の利子所得に係る収入金額3664万2721円（付表3の「②」欄）及び為替差益の金額578万8444円（付表3の「③」欄）の合計額に対する為替差益の金額が占める割合により按分して算出した金額34万4416円（付表3の「⑤」欄）に2分の1を乗じて算出した金額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表1の「⑥」欄） 367万8550円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の1・1枚目）「⑯」欄に記載された金額である。

ウ 課税総所得金額（別表1の「⑪」欄） 2589万7000円

上記金額は、前記アの金額から前記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 算出税額（別表1の「⑫」欄） 756万2800円

上記金額は、前記ウの金額に、所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

オ 復興特別所得税の額（別表1の「⑬」欄） 15万8818円

上記金額は、前記エの金額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条の規定を適用して算出した金額である。

カ 源泉徴収税額（別表1の「⑭」欄） 22万4680円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の1・1枚目）「⑯」欄に記載された金額である。

キ 予定納税額（別表1の「⑮」欄） 44万円

上記金額は、本件被相続人の平成27年分の所得税等の準確定申告書第一表(乙16の1・1枚目)「⑥」欄に記載された金額である。

ク 納付すべき税額(別表1の「⑯」欄) 705万6900円

上記金額は、前記エ及び前記オの金額を合計した金額から、前記カ及び前記キの金額を控除した金額(ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ケ 原告が承継する税額(別表1の「⑰」欄) 88万2100円

上記金額は、原告が国税通則法5条1項の規定により本件被相続人に係る所得税等の納付義務を承継することとなるところ、同条2項の規定により、前記クの金額に民法900条に規定する法定相続分8分の1を乗じて算出した金額である。

(2) 本件所得税等更正処分(平成28年分)について

本件被相続人の平成28年分の所得税等に係る所得金額及び納付すべき税額並びに原告が承継する税額は以下のとおりである。

ア 総所得金額(別表2の「①」欄) 109万6470円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額(別表2の「②」欄) 105万4825円

上記金額は、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書第一表(乙16の2・1枚目)「③」欄に記載された金額である。

(イ) 利子所得の金額(別表2の「③」欄、付表4の「③」欄)

4万1645円

本件信託から生ずる収益の2分の1は、本件被相続人に帰属するところ、上記金額は、平成28年中に本件信託口座において保有されていた預金から生じた利子収入の金額に2分の1を乗じて算出した金額である。

なお、付表4のとおり、上記預金に係る利子は、いずれも外国通貨により支払われたことから、かかる利子の支払は所得税法57条の3第1

項目にいう外貨建取引に該当し、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額をもって、本件被相続人の平成28年分の利子所得の金額を計算することとなる。

イ 上場株式等の配当所得等の金額（別表2の「④」欄、付表4の「④」欄） 443万5043円

本件信託から生ずる収益の2分の1は、本件被相続人に帰属するところ、上記金額は、平成28年中に本件信託口座において保有されていた債券から生じた利子収入の金額に2分の1を乗じて算出した金額である。

なお、付表4のとおり、上記債券に係る利子は、いずれも外国通貨により支払われたことから、かかる利子の支払は所得税法57条の3第1項にいう外貨建取引に該当し、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額をもって、本件被相続人の平成28年分の利子所得の金額を計算することとなる。

ウ 所得控除の額の合計額（別表2の「⑤」欄） 103万9094円

上記金額は、下記(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 医療費控除の額（別表2の「⑥」欄） 14万2194円

上記金額は、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書第二表（乙16の2・2枚目）⑪の「支払医療費」欄に記載された金額24万2194円に、所得税法73条1項を適用して算出した金額である。

(イ) 社会保険料控除の額（別表2の「⑦」欄） 3万6900円

上記金額は、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の2・1枚目）「⑫」欄に記載された金額である。

(ウ) 配偶者控除の額（別表2の「⑧」欄） 48万円

上記金額は、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の2・1枚目）「⑯～⑰」欄に記載された金額である。

(イ) 基礎控除の額（別表2の「⑨」欄） 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額（別表2の「⑩」欄） 5万7000円

上記金額は、前記アの金額から前記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 上場株式の課税配当所得等の金額（別表2の「⑪」欄）

443万5000円

上記金額は、前記イの金額と同額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

オ 算出税額（別表2の「⑫」欄） 66万8100円

上記金額は、下記(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表2の「⑬」欄） 2850円

上記金額は、前記エ(ア)の金額に、所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 上場株式の課税配当所得等の金額に対する税額（別表2の「⑭」欄） 66万5250円

上記金額は、前記エ(イ)の金額に、租税特別措置法8条の4第1項の規定を適用して算出した金額である。

カ 復興特別所得税の額（別表2の「⑮」欄） 1万4030円

上記金額は、前記オの金額に、復興財源確保法13条の規定を適用して算出した金額である。

キ 源泉徴収税額（別表2の「⑯」欄） 2万7539円

上記金額は、本件被相続人の平成28年分の所得税等の準確定申告書第一表（乙16の2・1枚目）「⑰」欄に記載された金額である。

ク 納付すべき税額（別表2の「⑯」欄） 65万4500円

上記金額は、前記オ及び前記カの金額を合計した金額から、前記キの金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ケ 原告が承継する税額（別表2の「⑰」欄） 8万1800円

上記金額は、原告が国税通則法5条1項の規定により本件被相続人に係る所得税等の納付義務を承継することとなるところ、同条2項の規定により、前記クの金額に民法900条に規定する法定相続分8分の1を乗じて算出した金額である。

2 本件所得税等賦課決定処分について

（1）本件所得税等賦課決定処分（平成27年分）について

無申告加算税の額は、下記ア及びイの各金額の合計額15万3000円である（別表3の「⑩」欄）。

ア 無申告加算税の額（通常分）（別表3の「⑥」欄） 13万3500円

上記金額は、本件所得税等更正処分（平成27年分）により原告が納付すべき所得税等の額89万円（ただし国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3の「④」欄）に100分の15の割合を乗じた金額である（国税通則法66条1項）。

イ 無申告加算税の額（加重分）（別表3の「⑨」欄） 1万9500円

上記金額は、本件所得税等更正処分（平成27年分）により原告が納付すべき所得税等の額89万5800円（別表3の「③」欄）から50万円を差し引いた後の金額39万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表3の「⑦」欄）に100分の5を乗じて計算した金額である（国税通則法66条2項）。

（2）本件所得税等賦課決定処分（平成28年分）について

無申告加算税の額は、本件所得税等更正処分（平成28年分）により原告

が納付すべき所得税等の額8万円（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表4の「④」欄）に100分の15の割合を乗じて算出した金額1万2000円（別表4の「⑥」欄）である（国税通則法66条1項）。

5 3 本件相続税更正処分について

相続税法55条本文は、相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（904条の2を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算する旨規定する。

この点、実体法上、遺産の一部が分割され、残余が未分割である場合には、遺産の一部の分割によって、遺産全体に対する各共同相続人の相続分の割合が変更されたものと解すべき理由はないから、各共同相続人は、未分割財産の分割に際しては、他の相続人に対し、遺産全体に対する自己の相続分に応じた価格相当分から既に分割を受けた遺産の価格を控除した価格相当分について、その権利を主張することができると解されている。そして、相続税法55条本文は、遺産の一部の分割がされ、残余が未分割である場合の課税価格の計算が、実体上の権利関係に従って行われるように規定されたものと解されるから、未分割財産がある場合の相続税の課税価格の計算は、その未分割財産について、分割済みの財産を特別受益（民法903条）と同じように考慮に入れて、民法の規定による相続分に見合うように分割財産と残余の未分割財産を合計し、これを相続人間に配分した上で各人の相続税の課税価格を計算する方法（いわゆる「穴埋方式」）によるのが相当であると解されている（東京地裁平成17年11月4日判決・税務訴訟資料255号順号10194）。

具体的には、別表9のとおり、未分割財産（別表9の「①」欄）及び分割

5 濟財産（本件においては、相続時精算課税適用財産。別表9の「②」欄）の合計額（別表9の「③」欄）に、各人の法定相続分（別表9の「④」欄）を乗じた価額（別表9の「⑤」欄）から、各人の分割済財産の価額（別表9の「⑥」欄）を控除した金額を各人の未分割財産に対する相続分とする（別表9の「⑦」欄）。そして、未分割財産の総額（別表9の「①」欄）に、各人の未分割財産に対する相続分の割合（別表9の「⑦」欄の各人の金額／「⑦」欄の「各人の合計」金額）を乗じて計算した価額を、各人が取得した相続財産の価額とすることとなる。

10 以上の前提をもとに、原告の課税価格及び納付すべき税額は以下のとおりである。

(1) 取得財産の総額（別表5の「各人の合計」欄の「①」欄、別表6の「取得財産の価額」欄） 4億0263万0300円

15 上記金額は、下記アないしウの各金額の合計額であり、本件相続に係る相続人らが相続税法11条の2第1項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額である。

なお、上記金額に係る財産は、いずれも相続税法55条による課税価格の計算上、未分割財産に該当する。

ア 後期高齢者医療給付金（別表6通番37） 38万0306円

20 上記金額は、本件相続の開始後に支給された本件被相続人の後期高齢者医療給付金の額であり、本件相続税の申告書第11表（甲1・8枚目）の「後期高齢者保険高額医療還付金」の「価額」欄に記載された金額37万3606円に、平成28年8月31日に支給された6015円及び平成29年8月31日に支給された685円を加算した金額である（乙30）。

イ 介護保険給付金（別表6通番38） 9万7415円

25 上記金額は、本件相続の開始後に支払われた本件被相続人の介護保険給

付金の額であり、本件相続税の申告書第11表（甲1・8枚目）の「介護保険高額医療還付金」の「価額」欄に記載された金額9万6724円に、平成29年9月25日に支給された691円を加算した金額である。（乙31）。

5 ウ その他の財産 4億0215万2579円

上記金額は、別表6通番1ないし19及び同21ないし36の各財産に係る「被告主張額」欄記載の金額の合計額であり、各財産に係る価額は、通番4の土地を除き、本件相続税の申告書第11表（甲1・6枚目ないし8枚目）に記載された各財産の価額と同額である。

10 (2) 相続時精算課税適用財産の総額（別表5の「各人の合計」欄の「②」欄、別表7の「各人の合計」欄の「⑤」欄） 4億6736万5499円

上記金額は、下記ア及びイの各金額の合計額である。

ア 原告が相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産

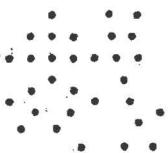
2億7830万5499円

15 原告は、平成21年分の贈与税の申告において、本件被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税選択届出書を提出しているから（乙15）、相続税法21条の9第3項により、同年分以後、本件被相続人からの贈与により取得する財産については、相続時精算課税が適用されることとなる。

20 したがって、相続税法21条の10により、原告が本件被相続人から同年分以後に贈与され取得した財産の価額が相続時精算課税に係る贈与税の課税価格とされる。

そして、相続税法21条の15第1項により、本件被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とされる。

25 上記金額は、下記(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額であり、原告が平成2



1年分以後に本件被相続人から贈与により取得したものとみなされる財産については、相続時精算課税適用財産として原告の相続税の課税価格に加算されることとなる。

(ア) 株式の価額が増加した部分に相当する金額（別表7通番5）

5

2,381万4,000円

本件被相続人は、平成23年6月14日、[]に
対して有していた貸付金債権5552万5500円を放棄しており（乙
32）、当該債権放棄に伴い、同社の株式の価額は、1株当たり189
0円増加することとなった（付表6-1ないし付表8参照）。

10

上記金額は、原告が保有する同社の株式の価額が増加した部分に相当
する金額であり、相続税法9条本文により、原告が、同日、本件被相続
人から贈与によって取得したものとみなされる。

(イ) 本件信託の利益を受ける権利（別表7通番6）

15

2億2306万5199円

本件信託の設定時から本件相続の開始時に至るまで、本件信託の利
益を受ける権利のうち2分の1が本件被相続人に帰属していたと認められ、また、本件被相続人の死亡により、原告が本件信託の利益の全部に
ついて受益者となったことは、「委託者が受益者である信託について、
受益者が変更されたこと」（旧相続税法4条2項1号）に該当する。

20

相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の
取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の
客観的な交換価値をいうものと解される（最高裁令和4年4月19日第
三小法廷判決・民集76巻4号411ページ）。原告は、旧相続税法4
条2項1号の規定により、[]、本件信託の利益を受け
る権利の2分の1について、本件被相続人から贈与により取得したもの
とみなされるところ、上記金額は、本件信託の利益を受ける権利の2分

25

の1につき、国税庁長官が発出した昭和39年4月25日付け直資56及び直審(資)17「財産評価基本通達」202(1)に基づいて評価した金額であり、本件信託の利益を受ける権利の2分の1の客観的な交換価値を超えるものではない。

6 (ウ) 原告に係るその他の相続時精算課税適用財産

3142万6300円

上記金額は、別表7通番3及び4の各財産に係る「被告主張額」欄記載の金額の合計額であり、各財産に係る価額は、本件相続税の申告書第11表の2(甲1・9枚目)に記載された各財産の価額と同額である。

10 イ 訴外相続人らに係る相続時精算課税適用財産(別表7の「訴外相続人ら」欄の「⑤」欄) 1億8906万円

上記金額は、別表7通番1及び2の各財産に係る「被告主張額」欄記載の金額の合計額であり、各財産に係る価額は、本件相続税の申告書第11表の2(甲1・9枚目)に記載された各財産の価額と同額である。

15 (3) 債務及び葬式費用の総額(別表5の「各人の合計」欄の「③」欄)

1485万6408円

上記金額は、下記アないしカの各金額の合計額である。

ア 平成27年分所得税等(別表8通番13) 649万9400円

20 上記金額は、本件所得税等更正処分(平成27年分)により本件被相続人が納付すべき税額649万9600円(甲3の1・8枚目「C」欄の「④」欄)を、相続人らが国税通則法5条1項により承継した各金額の合計額である。

イ 平成28年分所得税等(別表8通番14) 68万1700円

25 上記金額は、本件所得税等更正処分(平成28年分)により本件被相続人が納付すべき税額68万2000円(甲3の2・6枚目「C」欄の「④」欄)を、相続人らが国税通則法5条1項により承継した各金額の

合計額である。

ウ 平成28年度市・府民税（追徴分）（別表8通番15）

194万0900円

上記金額は、本件所得税等更正処分（平成27年分）に伴い本件被相続人に賦課されることとなる市・府民税の金額である（乙33）。

エ 平成27年度市・府民税（未納分）（別表8通番16）

7万3800円

上記金額は、本件被相続人に賦課された平成27年度の市・府民税のうち、相続開始日において未納であった金額である（乙34・6枚目）。

オ 平成28年度市・府民税（未納分）（別表8通番17）

50万3400円

上記金額は、本件被相続人に賦課された平成28年度の市・府民税のうち、相続開始日において未納であった金額である（乙34・6枚目）。

カ その他の債務及び葬式費用

515万7208円

上記金額は、別表8通番1ないし12及び同18ないし22の債務及び葬式費用に係る「被告主張額」欄記載の金額の合計額であり、各項目に係る価額は、本件相続税の申告書第13表及び債務の明細書（甲1・10枚目ないし12枚目）に記載された各金額と同額である。

(4) 原告の課税価格（別表5の「原告」欄の「⑥」欄）

2億7644万8000円

上記金額は、下記ア及びイの各金額の合計額から、下記ウの金額を控除した金額（国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 取得財産の価額（別表5の「原告」欄の「①」欄、別表9の「原告」欄の「⑧」欄） 0円

本件において、遺産全体に対する原告の相続分に応じた価格相当分は、

5 総遺産額8億6999万5799円（別表9の「③」欄）に、法定相続分である8分の1を乗じた金額1億0874万9475円（別表9の「原告」欄の「⑤」欄）であるところ、原告は、下記イのとおり、この額を上回る2億7830万5499円について既に分割を受けているから（別表9の「原告」欄の「⑥」欄）、原告の未分割財産に対する相続分は0円である（別表9の「原告」欄の「⑦」欄）。

したがって、原告の相続税の課税価格の計算上、取得財産の価額は0円となる。

10 イ 相続時精算課税適用財産の価額（別表5の「原告」欄の「②」欄）

2億7830万5499円

上記金額は、原告が本件被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した財産の価額であり、原告の相続税の課税価格に加算されることとなる（相続税法21条の15第1項）。

15 ウ 債務及び葬式費用の金額（別表5の「原告」欄の「③」欄）

185万7051円

上記金額は、相続財産の価額から控除されることとなる債務及び葬式費用の総額1485万6408円（別表8の「債務及び葬式費用の金額」欄）に、原告の法定相続分である8分の1を乗じた金額であり、相続税法13条1項により、原告が相続又は遺贈により取得した財産の価額から控除されることとなる金額である。

20 (5) 課税価格の合計額（別表5の「各人の合計」欄の「⑥」欄）

8億5513万6000円

上記金額は、前記(4)の金額と、前記(4)と同様に算出される訴外相続人の課税価格5億7868万8000円（別表5の「訴外相続人ら（4名）の合計」欄の「⑥」欄）の各金額の合計額である。

25 (6) 遺産に係る基礎控除額（別表5の「⑬」欄）

6000万円

上記金額は、相続税法15条1項の規定により、前記(5)の金額から控除される、3000万円と600万円に本件相続に係る法定相続人の数である5を乗じて算出した金額（3000万円）との合計額である。

(7) 課税される総遺産額（別表5の「⑭」欄） 7億9513万6000円

上記金額は、前記(5)の金額から前記(6)の金額を控除した金額である。

(8) 法定相続分に応ずる取得金額（別表5の「⑯」欄）

① 訴外 [REDACTED] 3億9756万8000円

② その他の相続人 9939万2000円

上記金額は、相続税法16条の規定により、前記(7)の金額に、各人に係る法定相続分（別表5の各人の「⑮」欄）をそれぞれ乗じた金額（国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）であり、相続人らが法定相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額である。

(9) 相続税の総額（別表5の「各人の合計」欄の「⑦」欄）

15 2億4805万4400円

上記金額は、前記(8)の各取得金額に、相続税法16条に定める税率をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額である。

(10) 原告の算出税額（別表5の「原告」欄の「⑨」欄）

8019万0920円

20 上記金額は、相続税法17条の規定により、前記(9)の金額に、前記(4)の金額が前記(5)の金額に占める割合（別表5の「原告」欄の「⑧」欄）を乗じた金額である。

(11) 相続時精算課税適用分の贈与税額控除額（別表5の「原告」欄の「⑩」欄、別表7の「原告」欄の「⑥」欄） 214万2200円

25 上記金額は、原告が相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税の金額であり（甲1・9枚目）、相続税法21条の15第3項により、

原告の相続税額から控除されることとなる。

(12) 納付すべき相続税額（別表5の「原告」欄の「⑪」欄）

7804万8700円

上記金額は、前記(10)の金額から前記(11)の金額を控除した金額（通則法
5 119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

4 本件相続税賦課決定処分の適法性

過少申告加算税の額は、下記(1)及び(2)の各金額の合計額780万9500円である。（別表10の「⑩」欄）。

10 (1) 過少申告加算税の額（通常分・別表10の「⑥」欄）

585万6000円

上記金額は、本件相続税更正処分における原告の納付すべき税額7804万8700円（別表10の「①」欄）から、本件相続税の申告書第1表（続）（甲1・2枚目）に記載された原告の納付すべき税額1948万6500円（別表10の「②」欄）を控除した金額5856万円（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表10の「④」欄）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

15 (2) 過少申告加算税の額（国税通則法65条2項による加重分・別表10の「⑨」欄） 195万3500円

20 上記金額は、本件相続税更正処分により原告が納付すべき税額5856万2200円（別表10の「③」欄）から、本件相続税の申告書第1表（続）（甲1・2枚目）に記載された原告の納付すべき税額1948万6500円（別表10の「②」欄）を差し引いた後の金額3907万円（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表10の「⑦」欄）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

以上

(別紙2)

別紙2

課税の経緯(所得税等)

(単位:円)

区分 項目	確定申告 年月日	修正処分等 年月日	審査請求等 年月日	裁決 年月日
平成 27 年分	年月日	平成28年7月13日	令和2年12月24日	令和3年3月19日
	総所得金額	8,532,576	27,942,375	
	不動産所得の金額	4,304,210	4,304,210	
	利子所得の金額	0	18,321,360	
	給与所得の金額	2,980,000	2,980,000	
	雑所得の金額	1,248,366	2,336,805	
	所得控除の合計額	3,678,550	3,678,550	全部取消し 棄却
	所得税等の額	554,709	7,054,293	
	源泉徴収税額	224,680	224,680	
	所得税等の予定納税額	440,000	440,000	
原 告	納付すべき税額	△ 110,000	6,389,600	
	無申告加算税の額		1,171,000	
原 告	納付すべき税額	△ 13,750	798,700	全部取消し 棄却
	無申告加算税の額		137,000	
平成 28 年分	年月日	平成28年7月13日	令和2年12月24日	令和3年3月19日
	総所得金額	1,054,825	1,096,470	
	不動産所得の金額	1,054,825	1,054,825	
	利子所得の金額	0	41,645	
	上場株式等の配当等所得	0	4,435,043	
	所得控除の合計額	1,086,353	1,039,094	全部取消し 棄却
	所得税等の額	0	682,130	
	源泉徴収税額	27,539	27,539	
	納付すべき税額	△ 27,539	654,500	
	無申告加算税の額		99,000	
原 告	納付すべき税額	△ 3,442	81,800	全部取消し 棄却
	無申告加算税の額		12,000	

(注) 納付すべき税額の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別紙3)

別紙3

課税の経緯(相続税)

(単位:円)

	当初申告	修正申告等	審査時	最終決定
提出年月日	平成28年11月21日	令和2年12月24日	令和3年3月19日	令和4年3月16日
原 告	取得財産の価額	53,952,863	0	全部取消し 棄却
	相続時精算課税適用財産の価額	31,426,300	278,305,499	
	債務及び葬式費用の金額	644,651	1,857,051	
	純資産価額	84,734,512	276,448,448	
	課税価格(1,000円未満切捨て)	84,734,000	276,448,000	
	算出税額	21,628,794	80,190,920	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	2,142,200	2,142,200	
	納付すべき税額(100円未満切捨て)	19,486,500	78,048,700	
	過少申告加算税		7,809,500	
相続税の総額	取得財産価額の合計額	431,622,908	402,630,300	
	相続時精算課税適用財産価額の合計額	220,486,300	467,365,499	
	債務控除の合計額	5,157,208	14,856,408	
	純資産価額	646,952,000	855,139,391	
	課税価格の合計額(1,000円未満切捨て)	646,950,000	855,136,000	
	(法定相続人の数)	(5人)	(5人)	
	遺産に係る基礎控除額	60,000,000	60,000,000	
	相続税の総額(100円未満切捨て)	165,105,300	248,054,400	

本件被相続人の平成27年分の所得税等に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位:円)

区分		金額	備考
総	所 得 金 額	①	29,575,950
内 訳	不動産所得の金額	②	4,304,210
	利子所得の金額	③	18,321,360 付表1
	給与所得の金額	④	2,980,000
	雑所得の金額	⑤	3,970,380 付表2、3
所	得控除の額の合計額	⑥	3,678,550
内 訳	医療費控除の額	⑦	2,000,000
	社会保険料控除の額	⑧	818,550
	配偶者控除	⑨	480,000
	基礎控除の額	⑩	380,000
課	税総所得金額 (1,000円未満切り捨て)	⑪	25,897,000 ①-⑥
算	出 税 額	⑫	7,562,800 ⑪×40%-2,796,000
復	興 特 別 所 得 税 の 額	⑬	158,818 ⑫×2.1%
源	泉 徴 収 税 額	⑭	224,680
予	定 納 税 額 (第1期分・第2期分)	⑮	440,000
納	付 す べ き 税 額 (100円未満切り捨て)	⑯	7,056,900 ⑫+⑬-⑭-⑮
原	告 が 承 継 す る 税 額 (100円未満切り捨て)	⑰	882,100 ⑯×1/8

(別表2)

別表2

本件被相続人の平成28年分の所得税等に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位:円)

区分		金額	備考
総 所 得 金 額	①	1,096,470	
内 訳	不 動 産 所 得 の 金 額	②	1,054,825
	利 子 所 得 の 金 額	③	41,645 付表4
上場株式等の配当所得等の金額	④	4,435,043	付表4
所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	⑤	1,039,094	
内 訳	医 療 費 控 除 の 額	⑥	142,194
	社 会 保 険 料 控 除 の 額	⑦	36,900
	配 偶 者 控 除	⑧	480,000
	基 礎 控 除 の 額	⑨	380,000
課 税 総 所 得 金 額 (1,000円未満切り捨て)	⑩	57,000	①-⑤
上場株式等の課税配当所得等の金額 (1,000円未満切り捨て)	⑪	4,435,000	
算 出 税 額	⑩ に 対 す る 税 額	⑫	2,850 ⑩×5%
	⑪ に 対 す る 税 額	⑬	665,250 ⑪×15%
	計	⑭	668,100 ⑫+⑬
復 興 特 別 所 得 税 の 額	⑮	14,030	⑭×2.1%
源 泉 徴 収 税 額	⑯	27,539	
納 付 す べ き 税 額 (100円未満切り捨て)	⑰	654,500	⑭+⑮-⑯
原 告 が 承 繼 す る 税 額 (100円未満切り捨て)	⑱	81,800	⑰×1/8

本件被相続人の平成27年分の所得税等に係る原告の納付すべき
無申告加算税の額

(単位:円)

項 目	金 額	
原告が承継した税額 (別表1の⑦欄)	① 882,100	
還付金に相当する税額のうち、原告が承継した税額 (乙16の1・1枚目「⑧」欄×1/8)	② 13,750	
差引納付すべき税額 (①+②) (100円未満切捨て)	③ 895,800	
通常分	③のうち、無申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満切捨て)	④ 890,000
	④に対する無申告加算税の割合	⑤ 15%
	無申告加算税の額(通常分) (④×⑤)	⑥ 133,500
加重分	③のうち、通則法66条2項の規定による加算税の 基礎となる税額(③-50万円) (1万円未満切捨て)	⑦ 390,000
	⑦に対する無申告加算税の割合	⑧ 5%
	無申告加算税の額(加重分) (⑦×⑧)	⑨ 19,500
無申告加算税の額(⑥+⑨)		⑩ 153,000

本件被相続人の平成28年分の所得税等に係る原告の納付すべき
無申告加算税の額

(単位:円)

区分		金額
原告が承継した税額 (別表2の⑯欄)	①	81,800
還付金に相当する税額のうち、原告が承継した税額 (乙16の2・1枚目「⑯」欄×1/8)(円未満切捨て)	②	3,442
差引納付すべき税額 (①+②)(100円未満切捨て)	③	85,200
③のうち、無申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満切捨て)	④	80,000
④に対する無申告加算税の割合	⑤	15%
無申告加算税の額) (⑤×⑥)	⑥	12,000

(別表5)

別表5

相続税額の計算明細

(単位:円)

	各人の合計	原告	訴外相続人ら (4名)の合計
① 取得財産の価額 (別表9)	402,630,300	0	402,630,300
② 相続時精算課税適用財産の価額 (別表7)	467,365,499	278,305,499	189,060,000
③ 債務及び葬式費用の金額 (別表8) (法定相続分により按分)	14,856,408	1,857,051	12,999,357
④ 純資産価額(①+②-③)	855,139,391	276,448,448	578,690,943
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税 分の贈与財産価額	0	0	0
⑥ 課税価格 (④+⑤(1,000円未満切捨て))	855,136,000	276,448,000	578,688,000
⑦ 相続税の総額(下表⑬)	248,054,400		
⑧ あん分割合 (各人の⑥÷「各人の合計」の⑥)	1.00	0.3232795719	
⑨ 各人の算出税額(⑦×⑧)		80,190,920	
⑩ 相続時精算課税分の贈与税額 控除額(別表7)		2,142,200	
⑪ 納付すべき相続税額 (100円未満切捨て)		78,048,700	

相続税の総額の計算明細

(単位:円)

⑫ 課税価格の合計額 (各人の⑥の合計額)	⑬ 遺産に係る基礎控除額 (3,000万円+600万円×法定相続人の数)	⑭ 課税される総遺産額 (⑫-⑬)		
855,136,000	60,000,000	795,136,000		
(注1) 法定相続人の氏名	(注2) 被相続人 との続柄	(注3) 法定相続分	⑮ 法定相続分に応ずる 取得金額(⑭×⑯)	⑯ 相続税の総額の 基礎となる税額
[REDACTED]	妻	1/2	397,568,000	(⑯×50%-4200万円) 156,784,000
[REDACTED]	長男	1/8	99,392,000	(⑯×30%-700万円) 22,817,600
[REDACTED]	長女	1/8	99,392,000	(⑯×30%-700万円) 22,817,600
[REDACTED]	二女	1/8	99,392,000	(⑯×30%-700万円) 22,817,600
[REDACTED]	養子	1/8	99,392,000	(⑯×30%-700万円) 22,817,600
⑯ 相続税の総額(合計)				248,054,400

(注1) 「法定相続人」は、相続税法15条2項の相続人の数に算入された相続人(相続放棄をした相続人を含む。)である。

(注2) 「法定相続分」は、相続税法15条2項の相続人の数に応じた相続分(民法900条及び901条)である。

(注3) 各人の⑯欄は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(別表6)

別表6

相続により取得した財産(注1)

通番	種類	細目	利用区分等	所在場所等	数量	被告主張額	証拠等
1	土地	宅地	貸付地(駐車場)		262.24m ²	13,216,896	甲1・6枚目
2	土地	宅地	貸付地(駐車場)		411.46m ²	36,438,897	甲1・6枚目
3	土地	宅地	貸付地(駐車場)		429.68m ²	37,964,806	甲1・6枚目
4	土地	宅地	貸家建付地		940.23m ²	10,264,423	(注2)
5	土地	宅地	貸家建付地		2933.15m ²	3,352,868	甲1・6枚目
6	家屋・構築物	家屋	貸家(マンション)		-	5,575,640	甲1・6枚目
7	家屋・構築物	家屋	貸家(マンション)		-	2,360,050	甲1・6枚目
8	事業用財産	その他の財産	前払保険料		-	6,450	甲1・6枚目
9	有価証券	その他の株式・出資			21株	9,261	甲1・6枚目
10	有価証券	その他の株式・出資			100株	999,900	甲1・6枚目
11	有価証券	その他の株式・出資			2,000株	5,266,000	甲1・6枚目
12	有価証券	その他の株式・出資			2,000株	4,306,000	甲1・6枚目
13	有価証券	その他の株式・出資			35,000株	25,585,000	甲1・6枚目
14	有価証券	その他の株式・出資			400株	256,000	甲1・6枚目
15	有価証券	その他の株式・出資			200株	948,400	甲1・6枚目
16	有価証券	その他の株式・出資			100株	558,800	甲1・6枚目
17	有価証券	その他の株式・出資			2,000株	872,000	甲1・6枚目
18	有価証券	その他の株式・出資			272株	73,712	甲1・7枚目
19	有価証券	その他の株式・出資			1口	50,000	甲1・7枚目
20	現金・預貯金等	現金	保有現金	-	-	0	(注3)
21	現金・預貯金等	預貯金	普通預金		-	167,017,080	甲1・7枚目
22	現金・預貯金等	預貯金	普通預金		-	6,161,405	甲1・7枚目
23	現金・預貯金等	預貯金	普通預金		-	295,684	甲1・7枚目
24	現金・預貯金等	預貯金	普通預金		-	85,490	甲1・7枚目
25	現金・預貯金等	預貯金	普通預金		-	239	甲1・7枚目
26	現金・預貯金等	預貯金	定期預金		-	10,000	甲1・7枚目
27	家庭用財産	家庭用財産	家具等一式		-	200,000	甲1・7枚目
28	その他の財産	その他	ゴルフ会員権		1口	2,170,000	甲1・7枚目
29	その他の財産	その他	貸付金		-	24,746,013	甲1・7枚目
30	その他の財産	その他	貸付金		-	20,732,236	甲1・7枚目
31	その他の財産	その他	貸付金		-	25,750,000	甲1・7枚目
32	その他の財産	その他	未収金		-	6,680,000	甲1・7枚目
33	その他の財産	その他	未収金	平成27年分所得税還付請求額	-	110,000	甲1・7枚目
34	その他の財産	その他	未収金	平成28年分所得税還付請求額	-	27,539	甲1・7枚目
35	その他の財産	その他	27年度医療費控除算出用		-	47,500	甲1・8枚目
36	その他の財産	その他	27年度介護保険料基礎納付用		-	14,290	甲1・8枚目
37	その他の財産	その他	後期高齢者医療給付金		-	380,306	乙30・2枚目
38	その他の財産	その他	介護保険給付金		-	97,415	乙31・2枚目
取得財産の価額					402,630,300		

(注1) 上記財産については、いずれも未分割である。

(注2) 計算誤りが認められたことから、本件相続税申告における申告額に1円加算している。

(注3) 相続開始日現在に存在しているとは認められなかったことから、本件相続税申告における取得財産の価額から減算している。

相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から、控除すべき贈与税額

通番	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額 (円)	③の財産に係る贈与税額 (円)	
1	[REDACTED]	平成21年分	94,530,000		
2	[REDACTED]	平成21年分	94,530,000		
3	原告	平成21年分	20,715,100		0
4	原告	平成24年分	10,711,200		2,142,200
5	原告	平成23年分	23,814,000		0
6	原告	平成28年分	223,065,199		0
			各人の合計	原告	訴外相続人ら
⑤	相続時精算課税適用財産の課税価格	467,365,499	278,305,499	189,060,000	
⑥	相続時精算課税適用財産に係る贈与税額		2,142,200	[REDACTED]	

相続時精算課税適用財産(③)の明細

(単位:円)

通番	贈与を受けた人の氏名	種類	細目	利用区分等	数量	被告主張額	証拠等
1	[REDACTED]	現金・預貯金等	-	-	-	94,530,000	甲1・9枚目
2	[REDACTED]	現金・預貯金等	-	-	-	94,530,000	甲1・9枚目
3	原告	有価証券	同族会社の株式	[REDACTED]	10,100株	20,715,100	甲1・9枚目
4	原告	有価証券	同族会社の株式	[REDACTED]	300株	10,711,200	甲1・9枚目
5	原告	-	同族会社の株式	[REDACTED]	12,600株	23,814,000	付表5~8
6	原告	-	信託受益権	-	-	223,065,199	付表9
相続時精算課税適用財産の価額						467,365,499	[REDACTED]

(別表8)

別表8

債務及び葬式費用の内訳(注1)

(単位:円)

通番	債務・葬式費用の別	種類	細目	債権者等	被告主張額	証拠等
1	債務	未払金	医療費		175,210	甲1・12枚目
2	債務	未払金	介護費用		86,547	甲1・12枚目
3	債務	未払金	介護費用		11,512	甲1・12枚目
4	債務	未払金	介護費用		44,400	甲1・12枚目
5	債務	未払金	介護費用		4,158	甲1・12枚目
6	債務	未払金	介護費用		9,134	甲1・12枚目
7	債務	未払金	介護費用		10,765	甲1・12枚目
8	債務	未払金	介護費用		6,232	甲1・12枚目
9	債務	未払金	仮払金(立替払い分)		40,520	甲1・12枚目
10	債務	公租公課	28年度固定資産税		125,200	甲1・12枚目
11	債務	公租公課	28年度固定資産税		164,100	甲1・12枚目
12	債務	公租公課	28年度固定資産税		68,300	甲1・12枚目
13	債務	公租公課	27年分所得税等		6,499,400	甲3の1・8枚目 Cの⑩欄(注2)
14	債務	公租公課	28年分所得税等		681,700	甲3の2・6枚目 Cの⑩欄(注3)
15	債務	公租公課	28年度市・府民税 (追徴分)		1,940,900	乙33
16	債務	公租公課	27年度市・府民税 (未納分)		73,800	乙34・6枚目
17	債務	公租公課	28年度市・府民税 (未納分)		503,400	乙34・6枚目
18	債務	その他	預かり保証金		400,000	甲1・12枚目
19	債務	その他	預かり保証金		73,500	甲1・12枚目
20	葬式費用	-	-		3,590,730	甲1・10枚目
21	葬式費用	-	-		46,900	甲1・10枚目
22	葬式費用	-	-		300,000	甲1・10枚目
債務及び葬式費用の金額					14,856,408	

(注1) 上記の債務及び葬式費用については、いずれも未分割である。

(注2) 相続人らが承継した各金額を計算する過程において、端数処理により200円の差額が生じている。

(注3) 相続人らが承継した各金額を計算する過程において、端数処理により300円の差額が生じている。

(別表9)

別表9

未分割財産に対する具体的相続分の計算明細

(単位:円)

① 未分割財産の総額 (別表6の合計額)	402,630,300					
② 分割済財産(相続時精算課税適用財産)の総額(別表7)	467,365,499					
③ 総遺産額(①+②)	869,995,799					
		原告				各人の合計
④ 法定相続分	1/2	1/8	1/8	1/8	1/8	1
⑤ 民法900条に規定する相続分(注1) (③×④)	434,997,899	108,749,475	108,749,475	108,749,475	108,749,475	869,995,799
⑥ 分割済財産の価額 (別表7)	0	278,305,499	94,530,000	94,530,000	0	467,365,499
⑦ 未分割財産に対する相続分 (⑤-⑥) ※マイナスの場合10	434,997,899	0	14,219,475	14,219,475	108,749,475	572,186,324
⑧ 取得財産の価額(注2) (①×⑦/各人の合計の⑦)	306,094,933	0	10,005,817	10,005,817	76,523,733	402,630,300

(注1) 計算の過程で生ずる端数は、後の計算で切り捨て処理されることから、便宜上、原告、訴外 [REDACTED]、訴外 [REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] の計4名に割り付けている。

(注2) 計算の過程で生ずる端数は、後の計算で切り捨て処理されることから、便宜上、訴外 [REDACTED] 及び訴外 [REDACTED] に割り付けている。

本件相続税更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額

(単位:円)

項 目		金 額	
本件相続税更正処分における納付すべき相続税額 (別表5の原告の⑪欄)	①	78,048,700	
本件相続税の申告書に記載された納付すべき税額 (甲1・2枚目の原告の⑦欄)	②	19,486,500	
差引納付すべき税額 (①-②)	③	58,562,200	
通常分	③のうち、過少申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満切捨て)	④	58,560,000
	④に対する過少申告加算税の割合	⑤	10%
	過少申告加算税の額(通常分) (④×⑤)	⑥	5,856,000
加重分	③のうち、通則法65条2項の規定による加算税の 基礎となる税額(③-②) (1万円未満切捨て)	⑦	39,070,000
	⑦に対する過少申告加算税の割合	⑧	5%
	過少申告加算税の額(加重分) (⑦×⑧)	⑨	1,953,500
過少申告加算税の額(⑥+⑨)		⑩	7,809,500

(付表1)

付表1 預金及び債券から生じた利子の状況(平成27年分)

通番	日付	入金内容	入金額 (外貨)	円換算レート		入金額 (円)
				証拠等	証拠等	
1	2015/1/1	Credit Interest	AUD 229.22	2014.527ページ	1 AUD 98.07	22,479
2	2015/1/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.528ページ	1 EUR 146.54	1
3	2015/1/1	Credit Interest	USD 52.72	2014.528ページ	1 USD 120.55	6,355
4	2015/2/1	Credit Interest	AUD 246.48	2014.533ページ	1 AUD 92.06	22,690
5	2015/2/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.534ページ	1 EUR 133.88	1
6	2015/2/1	Credit Interest	USD 52.47	2014.534ページ	1 USD 118.25	6,204
7	2015/2/2	Coupons	USD 10,875.00	2014.540ページ	1 USD 117.46	1,277,377
8	2015/2/2	Coupons	USD 14,900.00	2014.540ページ	1 USD 117.46	1,750,154
9	2015/2/16	Coupons	AUD 13,125.00	2014.539ページ	1 AUD 92.26	1,210,912
10	2015/3/1	Credit Interest	AUD 208.67	2014.539ページ	1 AUD 93.17	19,441
11	2015/3/1	Credit Interest	USD 50.11	2014.540ページ	1 USD 119.27	5,976
12	2015/3/9	Coupons	AUD 11,750.00	2014.545ページ	1 AUD 93.07	1,093,572
13	2015/3/12	Coupons	AUD 28,687.50	2014.545ページ	1 AUD 92.47	2,652,733
14	2015/3/16	Coupons	EUR 8,750.00	2014.546ページ	1 EUR 127.41	1,114,837
15	2015/3/30	Coupons	AUD 12,000.00	2014.545ページ	1 AUD 92.16	1,105,920
16	2015/4/1	Credit Interest	AUD 1,304.23	2014.545ページ	1 AUD 91.51	119,350
17	2015/4/1	Credit Interest	USD 55.60	2014.546ページ	1 USD 119.96	6,669
18	2015/4/1	Coupons	USD 23,062.50	2014.552ページ	1 USD 119.96	2,766,577
19	2015/4/20	Coupons	USD 18,750.00	2014.552ページ	1 USD 118.94	2,230,125
20	2015/5/1	Credit Interest	AUD 1,848.67	2014.551ページ	1 AUD 94.49	174,680
21	2015/5/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.551ページ	1 EUR 134.1	1
22	2015/5/1	Credit Interest	USD 57.37	2014.552ページ	1 USD 119.65	6,864
23	2015/6/1	Credit Interest	AUD 1,727.08	2014.557ページ	1 AUD 94.94	163,968
24	2015/6/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.557ページ	1 EUR 135.92	1
25	2015/6/1	Credit Interest	USD 60.26	2014.558ページ	1 USD 124.24	7,486
26	2015/6/29	Coupons	AUD 8,625.00	2014.561ページ	1 AUD 93.9	809,887
27	2015/6/30	Credit Interest	AUD 1,668.13	2014.561ページ	1 AUD 93.93	156,687
28	2015/6/30	Credit Interest	EUR 0.01	2014.561ページ	1 EUR 137.23	1
29	2015/6/30	Credit Interest	USD 56.38	2014.561ページ	1 USD 122.45	6,903
30	2015/7/1	Credit Interest	AUD 0.48	2014.561ページ	1 AUD 94.48	45
31	2015/7/1	Credit Interest	AUD 57.61	2014.561ページ	1 AUD 94.48	5,442
32	2015/7/1	Credit Interest	USD 1.94	2014.561ページ	1 USD 122.6	237
33	2015/7/20	Coupons	USD 13,293.66	2014.510ページ	1 USD 124.24	1,651,604
34	2015/7/23	Coupons	USD 9,062.50	2014.510ページ	1 USD 124.1	1,124,656
35	2015/8/1	Credit Interest	AUD 1,801.00	2014.59ページ	1 AUD 90.61	163,188
36	2015/8/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.59ページ	1 EUR 135.75	1
37	2015/8/1	Credit Interest	USD 69.63	2014.510ページ	1 USD 124.04	8,636
38	2015/8/3	Coupons	USD 10,875.00	2014.516ページ	1 USD 124.04	1,348,935
39	2015/8/3	Coupons	USD 14,900.00	2014.516ページ	1 USD 124.04	1,848,196
40	2015/8/14	Coupons	AUD 13,125.00	2014.515ページ	1 AUD 91.77	1,204,481
41	2015/8/17	Coupons	USD 14,750.00	2014.516ページ	1 USD 124.4	1,834,900
42	2015/9/1	Credit Interest	AUD 1,018.98	2014.515ページ	1 AUD 85.99	87,622
43	2015/9/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.515ページ	1 EUR 136.04	1
44	2015/9/1	Credit Interest	USD 67.09	2014.516ページ	1 USD 121.01	8,118
45	2015/9/8	Coupons	AUD 11,750.00	2014.521ページ	1 AUD 82.96	974,780
46	2015/9/28	Coupons	AUD 12,000.00	2014.521ページ	1 AUD 84.63	1,015,560
47	2015/10/1	Credit Interest	AUD 72.17	2014.521ページ	1 AUD 84.08	6,068
48	2015/10/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.521ページ	1 EUR 133.89	1
49	2015/10/1	Credit Interest	USD 66.08	2014.522ページ	1 USD 119.83	7,918
50	2015/10/1	Coupons	USD 23,062.50	2014.529ページ	1 USD 119.83	2,763,579
51	2015/10/15	Coupons	USD 10,312.50	2014.529ページ	1 USD 118.99	1,227,084
52	2015/10/19	Coupons	USD 18,750.00	2014.529ページ	1 USD 119.32	2,237,250
53	2015/11/1	Credit Interest	AUD 99.39	2014.528ページ	1 AUD 85.97	8,544
54	2015/11/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.528ページ	1 EUR 132.84	1
55	2015/11/1	Credit Interest	USD 48.53	2014.529ページ	1 USD 120.9	5,867
56	2015/12/1	Credit Interest	AUD 94.37	2014.535ページ	1 AUD 89.21	8,418
57	2015/12/1	Credit Interest	EUR 0.01	2014.535ページ	1 EUR 130.07	1
58	2015/12/1	Credit Interest	USD 71.42	2014.536ページ	1 USD 123.11	8,792
59	2015/12/1	Coupons	USD 13,000.00	2014.544ページ	1 USD 123.11	1,600,430
60	2015/12/29	Coupons	AUD 8,625.00	2014.543ページ	1 AUD 87.48	754,515

①	合計額	36,642,721
②	①のうち、本件被相続人に係る部分 (①×1/2)	18,321,360

(注) 外貨の「AUD」は豪ドル、「EUR」はユーロ、「USD」は米ドルを表している。

(付表2)

付表2-1 為替差益の状況(平成27年分)

項目	① 購入価額 (外貨)	② 円換算レート		③ 円換算額 (①×②)
		証拠等	証拠等	
の購入	AUD 1,026,320.00	Z25-15ページ	1 AUD 91.70	Z27-4ページ A 94,113,544
上記購入に充てた外国通貨の取得価額	AUD 1,026,320.00		1 AUD 86.06	付表2-2 B 88,325,100
④ 為替差益に係る雑所得の収入金額 (A-B)				5,788,444
⑤ ④のうち、本件被相続人に係る金額 (④×1/2)				2,894,222

付表2-2 [REDACTED] の購入に充てた外国通貨の取得に係る為替レート

通番	日付	通貨	TTM	受入額		払出額		残高		平均 レート
				証拠等	外貨 証拠等	邦貨	外貨 証拠等	邦貨	外貨	
1	2013/5/1	AUD	100.81	Z28-3ページ	45.76 Z14-412ページ	4,613			45.76	4,613
2	2013/6/1	AUD	97.93	Z28-3ページ	0.10 Z14-418ページ	9			45.86	4,622
3	2013/6/28	AUD	91.12	Z28-4ページ	8,625.00 Z14-428ページ	785,910			8,670.86	790,532
4	2013/7/1	AUD	90.84	Z28-4ページ	0.10 Z14-423ページ	9			8,670.96	790,541
5	2013/7/1	AUD	90.84	Z28-4ページ	1.87 Z14-428ページ	169			8,672.83	790,710
6	2013/8/1	AUD	87.64	Z28-4ページ	19.79 Z14-428ページ	1,734			8,692.62	792,444
7	2013/9/1	AUD	87.82	Z28-5ページ	19.09 Z14-434ページ	1,676			8,711.71	794,120
8	2013/9/3	AUD	89.96	Z28-5ページ	63,750.00 Z14-439ページ	5,734,950			72,461.71	6,529,070
9	2013/9/12	AUD	93.16	Z28-5ページ	28,687.50 Z14-439ページ	2,672,527			101,149.21	9,201,597
10	2013/9/30	AUD	90.87	Z28-5ページ	12,000.00 Z14-444ページ	1,090,440			113,149.21	10,292,037
11	2013/10/1	AUD	91.59	Z28-5ページ	176.36 Z14-439ページ	16,152			113,325.57	10,308,189
12	2013/10/1	AUD	91.59	Z28-5ページ	0.82 Z14-444ページ	75			113,326.39	10,308,264
13	2013/11/1	AUD	92.92	Z28-6ページ	236.73 Z14-444ページ	21,996			113,563.12	10,330,260
14	2013/12/1	AUD	93.08	Z28-6ページ	227.13 Z14-450ページ	21,141			113,790.25	10,351,401
15	2013/12/30	AUD	93.24	Z28-7ページ	8,625.00 Z14-455ページ	804,195			122,415.25	11,155,596
16	2014/1/1	AUD	93.24	Z28-7ページ	240.47 Z14-455ページ	22,421			122,655.72	11,178,017
17	2014/2/1	AUD	90.77	Z26-1ページ	253.49 Z14-461ページ	23,009			122,909.21	11,201,026
18	2014/3/1	AUD	91.4	Z26-1ページ	234.21 Z14-467ページ	21,406			123,143.42	11,222,432
19	2014/3/12	AUD	92.24	Z26-2ページ	28,687.50 Z14-473ページ	2,646,135			151,830.92	13,868,567
20	2014/3/28	AUD	94.81	Z26-2ページ	12,000.00 Z14-473ページ	1,137,720			163,830.92	15,006,287
21	2014/4/1	AUD	95.75	Z26-2ページ	302.12 Z14-473ページ	28,927			164,133.04	15,035,214
22	2014/5/1	AUD	94.93	Z26-3ページ	341.94 Z14-479ページ	32,460			164,474.98	15,067,674
23	2014/6/1	AUD	94.73	Z26-3ページ	347.00 Z14-485ページ	32,871			164,821.98	15,100,545
24	2014/6/30	AUD	95.5	Z26-4ページ	8,625.00 Z14-497ページ	823,687			173,446.98	15,924,232
25	2014/7/1	AUD	95.59	Z26-4ページ	343.38 Z14-491ページ	32,823			173,790.36	15,957,055
26	2014/7/1	AUD	95.59	Z26-4ページ	0.59 Z14-497ページ	56			173,790.95	15,957,111
27	2014/8/1	AUD	95.75	Z26-4ページ	374.13 Z14-497ページ	35,822			174,165.08	15,992,933
28	2014/9/1	AUD	97.14	Z26-5ページ	374.94 Z14-503ページ	36,421			174,540.02	16,029,354
29	2014/9/1	AUD	97.14	Z26-5ページ	850,000.00 Z14-509ページ	82,569,000			1,024,540.02	98,598,354
30	2014/9/2	AUD	97.47	Z26-5ページ	63,750.00 Z14-509ページ	6,213,712			1,088,290.02	104,812,066
31	2014/9/5	AUD	98.61	Z26-5ページ			523,420.00 Z14-509ページ	50,410,580	564,870.02	54,402,632
32	2014/9/8	AUD	98.39	Z26-5ページ			500,910.00 Z14-509ページ	48,242,642	63,960.02	6,159,990
33	2014/9/12	AUD	97.52	Z28-5ページ	28,687.50 Z14-509ページ	2,797,805			92,647.52	8,957,595
34	2014/9/29	AUD	95.62	Z26-5ページ	12,000.00 Z14-510ページ	1,147,440			104,647.52	10,105,035
35	2014/10/1	AUD	95.84	Z26-5ページ	546.09 Z14-510ページ	52,337			105,193.61	10,157,372
36	2014/11/1	AUD	96.47	Z26-6ページ	228.46 Z14-515ページ	21,846			105,420.07	10,179,218
37	2014/12/1	AUD	100.55	Z26-6ページ	219.63 Z14-521ページ	22,083			105,639.70	10,201,301
38	2014/12/29	AUD	97.93	Z26-7ページ	8,625.00 Z14-527ページ	844,646			114,264.70	11,045,947
39	2015/1/1	AUD	98.07	Z26-7ページ	229.22 Z14-527ページ	22,479			114,493.92	11,068,426
40	2015/2/1	AUD	92.06	Z27-1ページ	246.48 Z14-533ページ	22,690			114,740.40	11,091,116
41	2015/2/16	AUD	92.26	Z27-1ページ	13,125.00 Z14-539ページ	1,210,912			127,865.40	12,302,028
42	2015/3/1	AUD	93.17	Z27-1ページ	208.67 Z14-539ページ	19,441			128,074.07	12,321,469
43	2015/3/9	AUD	93.07	Z27-2ページ	11,750.00 Z14-545ページ	1,093,572			139,824.07	13,415,041
44	2015/3/12	AUD	92.47	Z27-2ページ	28,687.50 Z14-545ページ	2,652,733			168,511.57	16,087,774
45	2015/3/12	AUD	83.89 (注)		850,000.00 Z14-545ページ	71,306,500			1,018,511.57	87,374,274
46	2015/3/30	AUD	92.16	Z27-2ページ	12,000.00 Z14-545ページ	1,105,920			1,030,511.57	88,480,194
47	2015/4/1	AUD	91.51	Z27-2ページ	1,304.23 Z14-545ページ	119,350			1,031,815.80	88,599,544
48	2015/5/1	AUD	94.49	Z27-3ページ	1,848.67 Z14-551ページ	174,680			1,033,664.47	88,774,224
49	2015/6/1	AUD	94.94	Z27-3ページ	1,727.08 Z14-557ページ	163,968			1,035,391.55	88,938,192
50	2015/6/29	AUD	93.9	Z27-4ページ	8,625.00 Z14-561ページ	809,887			1,044,016.55	89,748,079
51	2015/6/30	AUD	93.93	Z27-4ページ	1,668.13 Z14-561ページ	156,687			1,045,684.68	89,904,766
52	2015/6/30	AUD	93.93	Z27-4ページ	0.48 Z14-561ページ	45			1,045,685.16	89,904,811
53	2015/7/1	AUD	94.48	Z27-4ページ	0.48 Z14-561ページ	45			1,045,685.64	89,904,856
54	2015/7/1	AUD	94.48	Z27-4ページ	57.61 Z25-4ページ	5,442			1,045,743.25	89,910,298
55	2015/8/1	AUD	90.61	Z27-4ページ	1,801.00 Z25-9ページ	163,188			1,047,544.25	90,073,486
56	2015/8/14	AUD	91.77	Z27-4ページ	13,125.00 Z25-15ページ	1,204,481			1,060,669.25	91,277,967

(注) 同日の850,000豪ドルの預入は、[REDACTED]債券によるものであるところ、当該債券は、外貨で償還され、外貨のまま預け入れられていることから、当該預入は外貨建取引に該当せず、元本部分に係る為替差益を認識しない(所得税法施行令167条の6第2項)。

したがって、同日の邦貨による受入額は、以下のとおり、当該債券の購入価額を加重平均して算出したレートにより計算することとなる。

$$(574,915\text{豪ドル} \times 86.99\text{円}) + (318,465\text{豪ドル} \times 78.81\text{円}) \div 893,380\text{豪ドル} = 1\text{豪ドル} 83.89\text{円}$$
 (小数点第3位切上げ)

平成23年7月5日 平成23年11月15日 当該債券の
購入価額の邦貨換算額 購入価額の邦貨換算額
(Z14-305ページ) (Z14-326ページ) (豪ドル)

(付表3)

付表3 本件信託に係る手数料(平成27年分)

日付	出金内容	出金額 (外貨)		証拠等	円換算レート	証拠等	円換算額
		USD	3,293.10				
2015/4/22	CUSTODY FEES FROM JAN-MAR 2015	USD	3,293.10	乙14・552ページ	1 USD	119.66	乙27・2ページ (円) 394,053
2015/4/24	USD NOSTRO, BEING PAYMENT OF [REDACTED]	USD	2,558.00	乙14・552ページ	1 USD	119.54	乙27・2ページ 305,784
2015/7/22	CUSTODY FEES FROM APR TO JUN 2015	USD	978.51	乙25・10 ページ	1 USD	123.79	乙27・4ページ 121,130
2015/10/20	CUSTODY FEES FROM JUL TO SEP 2015	USD	4,451.19	乙25・29 ページ	1 USD	119.54	乙27・5ページ 532,096
2015/11/2	SUSPENSE ACCOUNT-FT BEING PAYMENT OF [REDACTED]	USD	5,260.72	乙25・36ページ	1 USD	120.57	乙27・6ページ 634,286
2016/1/27	CUSTODY FEES FROM OCT TO DEC 2015	USD	4,543.97	乙25・52ページ	1 USD	118.25	乙29・1ページ 537,325
① 本件信託に係る手数料(平成27年分)の合計額							2,524,674
		②	平成27年分の利子収入の金額 (付表1の①)				36,642,721
		③	平成27年分の為替差益の金額 (付表2-1の④)				5,788,444
		④	本件信託に係る収入金額の合計額 (②+③)				42,431,165
		⑤	本件信託に係る手数料(雑所得対応分) (①×③/④) ※円未満切上げ				344,416
		⑥	⑤のうち、本件被相続人に係る部分 (⑤×1/2)				172,208

(付表4)

付表4 預金及び債券から生じた利子の状況(平成28年分)

(注) 外貨の「AUD」は豪ドル、「EUR」はユーロ、「USD」は米ドルを表している。

(付表5)



付表5 [REDACTED] の株主及びその保有株式数

株 主	保 有 株式数	議決権 割 合	原告との関係	備 考
原告	12,600株	54.8%	本人	
[REDACTED]	100株	0.4%	1親等 の血族	
[REDACTED]	10,300株	44.8%	同族会社	
合 計	23,000株	100.0%		

(付表6-1)

付表6-1 本件株式の1株当たりの類似業種比準価額
(債務免除前の評価額)

1 1株当たりの資本金等の額等の計算

	金額・株数	備考
直 前 期 末 の 資 本 金 等 の 額 ①	23,000千円	
直 前 期 末 の 発 行 済 株 式 数 ②	23,000株	
直 前 期 末 の 自 己 株 式 数 ③	0株	
1 株 当 た り の 資 本 金 等 の 額 ④	1,000円	① ÷ (② - ③)
1 株 当 た り の 資 本 金 等 の 額を 50 円 と し た 場 合 の 発 行 済 株 式 数 ⑤	460,000株	① ÷ 50 円

2 比準要素等の金額の計算

	直前期	直前々期	備考
年 配 当 金 額 ⑥	0千円	0千円	
⑥ の う ち 非 経 常 的 な 配 当 金 額 ⑦	0千円	0千円	
差 引 経 常 的 な 年 配 当 金 額 ⑧	0千円	0千円	⑥ - ⑦
年 平 均 配 当 金 額 ⑨	0千円		直前期・直前々期の⑧の平均値
1 株 (50 円) 当 た り の 年 配 当 金 額 ⑩	0円		⑨ ÷ ⑤
法 人 税 の 課 税 所 得 金 額 ⑪	-901千円	-18,271千円	
⑪ の う ち 非 経 常 的 な 利 益 金 額 ⑫	0千円	0千円	
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 ⑬	0千円	0千円	
⑬ の 所 得 税 額 ⑭	0千円	0千円	
損 金 算 入 し た 繰 越 欠 損 金 の 控 除 額 ⑮	0千円	0千円	
差 引 利 益 金 額 ⑯	-901千円	-18,271千円	⑪ - ⑫ + ⑬ - ⑭ + ⑮
1 株 (50 円) 当 た り の 年 利 益 金 額 ⑰	0円		直前期の⑯ ÷ ⑤ or (直前期の⑯ + 直前々期の⑯) ÷ 2 + ⑤
資 本 金 等 の 額 ⑱	23,000千円	23,000千円	
利 益 積 立 金 額 ⑲	36,336千円	37,606千円	
純 資 産 価 額 ⑳	59,336千円	60,606千円	⑱ + ⑲
1 株 (50 円) 当 た り の 純 資 産 価 額 ㉑	128円	131円	㉑ ÷ ⑤

3 類似業種比準価額の計算

業種	その他の飲食店	飲食店	
類似業種の株価(課税時期の属する月) ㉒	156円	212円	平成23年6月
類似業種の株価(課税時期の属する月の前月) ㉓	153円	210円	平成23年5月
類似業種の株価(課税時期の属する月の前々月) ㉔	150円	205円	平成23年4月
類似業種の株価(前年平均株価) ㉕	178円	220円	
類似業種の株価 ㉖	150円	205円	㉖～㉙のうち最も低い価額
1 株 (50 円) 当 た り の 年 配 当 金 額 (評価会社) ㉗	0.00円	0.00円	㉖
1 株 (50 円) 当 た り の 年 配 当 金 額 (類似業種) ㉘	1.90円	4.80円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの年配当金額) ㉙	0.00	0.00	㉖ ÷ ㉘
1 株 (50 円) 当 た り の 年 利 益 金 額 (評価会社) ㉚	0円	0円	㉖
1 株 (50 円) 当 た り の 年 利 益 金 額 (類似業種) ㉛	18円	18円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの年利益金額) ㉜	0.00	0.00	㉖ ÷ ㉛
1 株 (50 円) 当 た り の 純 資 産 価 額 (評価会社) ㉝	128円	128円	直前期の㉖
1 株 (50 円) 当 た り の 純 資 産 価 額 (類似業種) ㉞	136円	190円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの純資産価額) ㉟	0.94	0.67	㉖ ÷ ㉞
比 準 割 合 ㉟	0.18	0.13	(㉖ + ㉙ × 3 + ㉜) ÷ 5
1 株 (50 円) 当 た り の 比 準 価 額 ㉟	16.20円	15.90円	㉖ × ㉟ × 0.6 (小数点第1位未満切り捨て)
1 株 当 た り の 類 似 業 種 比 準 価 額 ㉟	318円		㉟のうち低い方の価額 × ㉖ ÷ 50 円

* は、評価通達183に定める①1株当たりの配当金、②1株当たりの利益金額及び③1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうち、①及び②が「0」となり、「比準要素数1の会社」に該当する。

(付表6-2)

付表6-2 本件株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)
(債務免除前の評価額)

(単位：千円)

純資産価額(資産計-負債計)	①	58,848千円
発行済株式数	②	23,000株
1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)	③	2,558円

(付表7-1)

付表7-1 本件株式の1株当たりの類似業種比準価額
(債務免除後の評価額)

1 1株当たりの資本金等の額等の計算

	金額・株数	備考
直前期末の資本金等の額 ①	23,000千円	
直前期末の発行済株式数 ②	23,000株	
直前期末の自己株式数 ③	0株	
1株当たりの資本金等の額 ④	1,000円 ①÷(②-③)	
1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 ⑤	460,000株 ①÷50円	

2 比準要素等の額の計算

	直前期	直前々期	備考
年配当金額 ⑥	0千円	0千円	
⑥のうち非経常的な配当金額 ⑦	0千円	0千円	
差引経常的な年配当金額 ⑧	0千円	0千円 ⑥-⑦	
年平均配当金額 ⑨	0千円		直前期・直前々期の⑧の平均値
1株(50円)当たりの年配当金額 ⑩	0円		⑨÷⑥
法人税の課税所得金額 ⑪	54,624千円	-18,271千円	
⑪のうち非経常的な利益金額 ⑫	55,525千円	0千円	
受取配当等の益金不算入額 ⑬	0千円	0千円	
⑬の所得税額 ⑭	0千円	0千円	
損金算入した繰越欠損金の控除額 ⑮	0千円	0千円	
差引利息金額 ⑯	-901千円	-18,271千円 ⑪-⑫-⑬-⑭+⑮	
1株(50円)当たりの年利益金額 ⑰	0円		直前期の⑯÷⑩ or 直前期の⑯+直前々期の⑯÷2+⑩
資本金等の額 ⑱	23,000千円	23,000千円	
利益積立金額 ⑲	91,861千円	37,606千円	
純資産価額 ⑳	114,861千円	60,606千円 ⑲+⑳	
1株(50円)当たりの純資産価額 ㉑	249円	131円 ㉑÷⑩	

3 類似業種比準価額の計算

業種	その他の飲食店	飲食店	
類似業種の株価(課税時期の属する月) ㉒	156円	212円	平成23年6月
類似業種の株価(課税時期の属する月の前月) ㉓	153円	210円	平成23年5月
類似業種の株価(課税時期の属する月の前々月) ㉔	150円	205円	平成23年4月
類似業種の株価(前年平均株価) ㉕	178円	220円	
類似業種の株価 ㉖	150円	205円	㉖～㉙のうち最も低い価額
1株(50円)当たりの年配当金額(評価会社) ㉗	0.00円	0.00円	㉖
1株(50円)当たりの年配当金額(類似業種) ㉘	1.90円	4.80円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの年配当金額) ㉙	0.00	0.00	㉖÷㉙
1株(50円)当たりの年利益金額(評価会社) ㉚	0円	0円	㉖
1株(50円)当たりの年利益金額(類似業種) ㉛	18円	18円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの年利益金額) ㉜	0.00	0.00	㉖÷㉛
1株(50円)当たりの純資産価額(評価会社) ㉝	249円	249円	直前期の㉖
1株(50円)当たりの純資産価額(類似業種) ㉞	136円	190円	
要素別比準割合(1株(50円)当たりの純資産価額) ㉟	1.83	1.31	㉖÷㉞
比準割合 ㉟	0.36	0.26	(㉖+㉙×3+㉜)÷5
1株(50円)当たりの比準価額 ㉟	32.40円	31.90円	㉖×㉟×0.6(小数点第1位未満切り捨て)
1株当たりの類似業種比準価額 ㉟	638円		㉖のうち低い方の価額×㉖÷50円

*は、評価通達183に定める①1株当たりの配当金、②1株当たりの利益金額及び③1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のうち、①及び②が「0」となり、「比準要素数1の会社」に該当する。

(付表7-2)

付表7-2 本件株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)
(債務免除後の評価額)

(単位：千円)

純資産額(資産計-負債計)	①	114,373千円
発行済株式数	②	23,000株
1株当たりの純資産額(相続税評価額によって計算した金額)	③	4,972円

(付表8)

付表8 株式の価額が増加した部分に相当する金額の計算

1 債務免除前の1株当たりの価額(比準要素数1の会社)

1株当たりの価額の 計算の基となる金額	類似業種比準価額 (付表6-1の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額 (付表6-2の③の金額)
	① 318円	② 2,558円

株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額 B 1,998円
	①の金額 (318円 × 0.25)	②の金額 (2,558円 × 0.75)	

2 債務免除後の1株当たりの価額(比準要素数1の会社)

1株当たりの価額の 計算の基となる金額	類似業種比準価額 (付表7-1の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額 (付表7-2の③の金額)
	③ 638円	④ 4,972円

株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額 C 3,888円
	③の金額 (638円 × 0.25)	④の金額 (4,972円 × 0.75)	

3 債務免除に伴い株式の価額が増加した部分に相当する金額

⑤ 1株当たりの増加額 Cの金額 (3,888円)	⑥ 株式数 Bの金額 (1,998円)	⑦ 増加額 (⑤×⑥) 12,600株 23,814,000円
-----------------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

(付表9)

付表9 信託財産の価額

細目	口座番号・銘柄	価額(外貨) (注1)		円換算レート (注2)	証拠等	価額
		証拠等				
当座預金		AUD	乙25・58ページ	1 AUD	乙29・2ページ	8,477,002 円
当座預金		EUR	乙25・58ページ	1 EUR	乙29・2ページ	8,721,857 円
当座預金		JPY	乙25・58ページ	1 JPY	—	▲ 436,472,847 円
当座預金		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	70,923,588 円
債券		AUD	乙25・58ページ	1 AUD	乙29・2ページ	43,047,791 円
債券		AUD	乙25・58ページ	1 AUD	乙29・2ページ	26,898,498 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	42,111,668 円
債券		AUD	乙25・58ページ	1 AUD	乙29・2ページ	34,693,464 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	48,690,331 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	93,042,890 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	56,359,834 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	37,567,968 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	51,535,538 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	52,990,212 円
債券		EUR	乙25・58ページ	1 EUR	乙29・2ページ	26,692,588 円
債券		USD	乙25・58ページ	1 USD	乙29・2ページ	93,096,760 円
債券		AUD	乙25・59ページ	1 AUD	乙29・2ページ	43,121,446 円
債券		BRL	乙25・59ページ	1 BRL	(注3)	24,346,773 円
債券		AUD	乙25・59ページ	1 AUD	乙29・2ページ	84,795,453 円
投資信託		USD	乙25・59ページ	1 USD	乙29・2ページ	35,489,584 円
合計						446,130,398 円
本件被相続人に帰属する部分(1/2)						223,065,199 円

(注1) 平成28年2月29日時点のものを採用している。

(注2) 課税時期に最も近い日である [] の対顧客直物電信買相場(TTB)を採用している。

(注3) ブラジルレアルは、ブラジル中央銀行の対米ドル買相場を基に、以下のとおり算定している。

$$[] \text{BRL} \times [] \times [] = 24,346,773 \text{ 円 (円未満四捨五入)}$$

これは正本である。

令和 7 年 4 月 17 日

大阪地方裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 小森俊明

